

第7卷第3号

新潟青陵学会誌

JOURNAL OF NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY

新潟青陵学会

目 次

総 説

平川 毅彦

岡村社会福祉論の論理構造と課題

－『社会福祉原論』（1983年）を通じて－ (1)

研究報告

中村 恵子・柄澤 清美・中村 圭子

看護学生の初年次教育におけるロールプレイングを用いた話の聴き方指導の

成果と課題 (13)

原田 留美

小学校国語科教科書掲載作品「ヤマタノオロチ」の再話作品としての特徴について

..... (25)

資 料

三浦 修

原発避難母子の生活状況に関する一考察 (35)

平成26年度新潟青陵学会臨時総会 議事録 (43)

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程・投稿論文等チェックリスト (45)

岡村社会福祉論の論理構造と課題

－『社会福祉原論』（1983年）を通じて－

平 川 毅 彦

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

The Logical Structure of Okamura's Social Welfare Theory and Its Challenges
: Revisiting *Principles of Social Welfare* (1983)

Takehiko Hirakawa

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

要旨

本論では、岡村重夫の『社会福祉原論』（1983年）をテキストとし、「社会福祉固有の視点」にもとづく岡村社会福祉論の論理構造を検討し、発展的検討に向けた課題の一端を明らかにした。岡村の社会福祉論の特徴は、（１）「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」との批判的協力関係、（２）「社会生活の基本的要求」と「社会関係の主体的側面」に基づく「社会福祉固有の視点」、（３）「社会福祉固有の視点」から導き出される援助の原理、という３点にまとめることができる。岡村社会福祉論の更なる展開のために以下のような課題が引き出される。社会福祉は後戻りすることなく単線的に発展するのか。社会生活の基本的要求は今日においても妥当性を持ちうるのか。社会福祉固有の視点から導き出される援助は実際に有効なのだろうか。そうした援助を有効なものとしうる社会構造上の課題とはいかなるものなのか。生活当事者の視点を中心に据えた検証作業によって、岡村社会福祉論の発展は可能となる。

キーワード

社会福祉、岡村重夫、社会福祉固有の視点

Abstract

This paper considers Shigeo Okamura's *Principles of Social Welfare* (1983) by discussing the logical structure of Okamura's social welfare theory, as grounded as a "unique social welfare perspective", and then elucidates some of the challenges to its further development. The features of Okamura's social welfare theory may be summarized as follows: (1) a critical collaboration between "legislated" and "voluntary" models of social welfare, (2) a "unique social welfare perspective" grounded in the "basic requirements of social life" and "subjective aspects of social relations", and (3) the principles of assistance that are derived from this "unique social welfare perspective." To further the development of Okamura's social welfare theory, the following questions arise. Does social welfare develop irrevocably along a single track? Can the basic requirements of social life still have any validity today? Is the assistance derived from his unique social welfare perspective effective in actual practice? What sort of challenges to social structures could render such assistance effective? By corroborating such challenges with a focus on the ordinary people's perspectives, it will be possible to facilitate the further development and expansion of Okamura's social welfare theory.

Key words

Social Welfare, Okamura Shigeo, Unique Social Welfare Perspective

I はじめに

社会福祉とは、何を対象として、どのような意味内容を持っているのか。この根源的な疑問に対して正面から対峙するものが社会福祉原論である。しかし、社会福祉士受験資格取得に際しての指定科目から、こうした名称の科目が実質的に消え去っている。社会福祉というアイデンティティ自体が揺らいでいると言っても過言ではない¹⁾。本論は、こうした社会的風潮のなかで、1983年の創刊から今日に至るまで版を重ねている岡村重夫の『社会福祉原論』²⁾をテキストとして読み解く作業を通じ、岡村による「社会福祉固有の視点」にもとづく社会福祉論の論理構造を再確認するとともに、発展的検討に向けた課題の一端を明らかにしようとするものである。

日本において社会福祉を論じる場合、制度・政策論と方法・機能論に分けることが出来るとされてきた³⁾。前者の代表的な論者は孝橋正一⁴⁾であり、後者のそれが岡村重夫である。そして両者は「違った土俵」⁵⁾で社会福祉を論じている。資本主義社会の進展とそれに伴う生活上の課題が存在していることについては一致している。しかし、孝橋が資本主義社会の否定とそれに代わる社会を想定しているのに対し、岡村は資本主義社会を容認、ないしはその存続をめぐる議論とは距離をおいている。また、生活上の問題解決へのアプローチも、一方ではマクロな社会構造を、他方では個人を中心としたミクロな世界を出発点としている。孝橋と岡村とは「社会福祉」という意味内容のみならず、「社会」への立ち位置が異なっている。見えてくる景色は全く別のものである。こうした前提を踏まえることなく、全く性質の違うものに等しく「社会福祉」というレッテルを張り、両者のいずれかが優れているのかを比較検討することなど不可能である。

「社会福祉政策」は国や地方自治体を主た

る単位とする「大きな物語」である。この視点から見ると、個々人の具体的な生活などという「小さな物語」は取るに足りないことであろう⁷⁾。しかしながら、身体障害者を中心とした「自立生活運動」⁸⁾、精神障害者への支援の場としての「べてるの家」⁹⁾、乳児から高齢者まで対応する「富山型デイサービス」¹⁰⁾等、生活上の課題を抱えた具体的な「ひと」（当事者）を中心として社会とのかかわりに着目する支援のあり方は、岡村社会福祉論の有効性を示している。岡村社会福祉論の「立ち位置」と、そこから見えてくる「社会的景色」の検討は、今日における社会福祉の意義と課題を明らかにするうえでも重要な作業である。

II 合理性にもとづく社会福祉の発展段階

何よりもまず検討しなければならないのは、「いま」「ここ」における社会福祉のありかたである。一人ひとりへの支援のあり方とその社会的合理性を基準として、岡村による社会福祉の発展段階が設定される。「今日までの社会福祉の発展を、社会福祉自身がより有効な、また合理的な援助原則を求めてきた自己改造の過程として理解」する¹¹⁾。こうした前提に立つことで、「法律による社会福祉」に先行する、またこうした法律改正への原動力としての「自発的な社会福祉」の意義が明確にされる。

法律によらない民間の自発的な社会福祉（voluntary social service）による社会福祉的活動の存在こそ、社会福祉全体の自己改造の原動力として評価されなければならない。「法律による社会福祉」が法律の枠にしばりつけられて硬直した援助活動に終始しているときに、新しいより合理的な社会福祉理論による対象認識と実践方法を提示し、自由な活動を展開することのできるのは自発的な民間社会福

祉の特色である。それは財政の裏づけもなければ、法律によって権威づけられた制度でもない。しかしそのようなことは自発的な社会福祉にとって問題ではない。問題なのは、その社会福祉理論の合理性に裏づけられた新しい社会福祉的援助原則を、たとえ小規模であっても、これを実証してみせることであり、また「法律による社会福祉」の側がこれを謙虚に受けとめて法律を改正し、その時々社会福祉全体をいかにして発展させるかということである。¹²⁾

社会福祉の援助の現場における実践過程、つまり「自発的な社会福祉」と、「法律による社会福祉」との対応関係から「社会福祉の発展過程」は規定される。「法律による社会福祉」に先行するものとしての「自発的な社会福祉」の典型として（１）相互扶助（２）慈善・博愛事業がとりあげられる。そして、このような「自発的な社会福祉」は、「法律による社会福祉」に先行するものであると同時に、現代社会において新たな社会福祉の地平をきりひらく原動力ともなる。

【硬直化している、あるいは生活困難の正しい認識を持っていないという】このような「法律による社会福祉」の欠陥を指摘するだけでは、単なる社会福祉の評論にすぎない。必要なことは、これらの評論ないし批判を受けて、「法律による社会福祉」の欠陥を補充し、あるいはまったく別個の新しい社会福祉サービスを実践することである。それが現代の「自発的な社会福祉」である。鋭敏な社会感覚と弾力性をもった社会では、この「自発的な社会福祉」の成果をとり入れた新しい法律の改正が行われて、「法律による社会福祉」が拡大発展するはずである。しかし同時に、はたして社会生活上の基本的要求のすべてが、「法律による社会福祉」のなかに吸収しつくされうるものか

どうか、つまり法律に基づく福祉サービスで対応できるかどうかという問題も検討に値する課題である。¹³⁾

こうした「自発的な社会福祉」の意義を踏まえたうえで、「法律による社会福祉」の発展段階は（１）救貧事業（２）保護事業（３）福祉国家（４）社会福祉の限定（現代社会福祉）とされる。そこでの大きな分岐点は、「劣等処遇の原則」から「回復的処遇の原則」をへて「普遍的処遇の原則」へと至る処遇の変化であり、また「特定少数の社会的弱者」から福祉国家段階における「全ての国民」への社会福祉対象の拡大とそれに伴うサービス内容の不明確化、そして「新しい社会福祉の概念」の提起である。¹⁴⁾

「法律による社会福祉」の端緒的段階は救貧事業であったが、それは「劣等処遇の原則」を固執するあまりに、貧困者を再生産することによって、貧困問題の解決に失敗した。そして新しい段階としての保護事業へと発展する。その発展の原動力は、より合理的な生活問題の解決を求めてやまない社会福祉論理の整合性という内在的要求である。たしかに保護事業を特色づける「回復的処遇の原則」は、個人が貧困に陥った直接の原因を取りのぞくような処遇によって、貧困問題を解決するものであるから、それは「劣等処遇の原則」よりも合理的である。けれども貧困に陥る原因は個人的であるよりも、より多く社会的、環境的ないし制度的な欠陥によることが見いだされるやいなや、「回復的処遇の原則」の合理性は否定されざるをえない。こうして貧困をはじめとする生活問題のより合理的な解決を求めて、「福祉概念の拡大」すなわち福祉国家の「普遍的処遇の原則」に到達することになる。¹⁵⁾

ここで注意しなければならないのは、「福祉国家」段階をもって社会福祉発展の最終段

階とはされていないことであり、また「福祉国家」への批判がそれ以前の段階への後戻りを意味しない点である。

ところで福祉国家体制は、国民の各種の生活困難に対応する各種の専門的社会サービスの「一般的サービス」と「特殊的服务」の提供を、国民の権利として法制化する体制であるが、同時にそれはサービスの専門的分化や巨大化、規格化という官僚化をまねがれることはできない。「社会福祉の限定」は、そのような社会サービスの官僚化に対する批判として現れたものであるから、それは「法律による社会福祉」の自己批判であることもあれば、また法律に対する対自的存在としての「自発的社会福祉」¹⁶⁾として発展することもありうるであろう。従って「社会福祉の限定」の発展段階においては、「法律による社会福祉」と「自発的社会福祉」の対立はなくなり、両者は総合されて批判的協力関係にまで発展しなくてはならないし、また発展しうるであろう。

こうして、「法律による社会福祉」と「自発的社会福祉」との批判的協力関係は、福祉国家以降における社会福祉を特徴付ける重要な意味を持つ。しかし、両者の関係性には「己自身を貫徹してやまないという生活者の要求を反映し、これに背景づけられた」「社会福祉の論理的整合性の要求の貫徹」が必要とされる¹⁷⁾。その実現のためには、次に述べるような「社会生活の基本的要求」と「社会関係の主体的側面」にもとづく社会福祉固有の視点が必須である。

Ⅲ 「社会関係の主体的側面」に基づく「社会福祉固有の視点」

岡村の視点は、生活困難を抱えるひとりひとりと寄り添ったものである。限りなく同じ

目線で、その人の生活上の課題を引き起こす社会制度との関係性を共に見極め、生活上の課題解決をはかる上で必須のもの、それが「社会福祉固有の視点」である。

ここで「社会福祉固有の視点」というのは、そこに立つことによって、いろいろの生活困難の中から、これこそが社会福祉問題であることを発見し、把握することのできる基本的な視角ないし立地点ともいえるべきものである。つまり社会福祉固有の対象領域ないし社会福祉問題を、他の社会問題から弁別して認識するためには、まず、その認識を可能にするような原理なり立場がなくてはならないであろう。このような原理があってはじめて、混沌たる生活問題の中から、社会福祉固有の問題をつかみとることができるのである。¹⁸⁾

社会福祉固有の視点は、こうした問題把握にとどまらない。「社会福祉固有の視点は、単に対象把握のための原理であるばかりでなく、同時に社会福祉的援助の原理でもある」¹⁹⁾のであり、さらに「生活問題の合理的な解決のためにも、この視点が必要不可欠」で、「この視点が失われれば、生活問題の本質的な解決はありえない、という必然性」をもっている。²⁰⁾そして、社会保障や医療、公衆衛生等から峻別され、同時に心理学や社会学とも一線を画す、いわば「社会福祉学の独立宣言」の第一段階として、「社会生活の基本的要求」という概念が提示される。

「社会生活の基本的要求」という概念は【中略】、生理的欲求と心理的欲求から成る「人間の基本的欲求」の概念を取りいれつつも、いわばその外周にある社会制度との関連から起こる条件を付けくわえて、われわれの社会生活の説明原理として使えるように再構成したものである。このような新しい概念を必要とする理由【は】、【中略】社会福祉固有の対

象領域が、単なる抽象的な生理的欲求や心理的欲求の充足、不充足の問題ではなくて、個人や集団の社会生活上の困難を問題とするからである。²¹⁾

次いで岡村は、既存の研究等を批判的に参照したうえで、「社会生活の基本的要求」として「経済的安定」「職業的安定」「家族的安定」「保健・医療の保障」「教育の保障」「社会参加ないし社会的協同の機会」「文化・娯楽の機会」という7要因を提示する。社会福祉の支援の対象者を特別扱いする「選別的処遇」ではなく、いかなる生活上の困難をかかえていたとしても、社会生活を営む「同じ人間」とみなす「普遍的処遇」という理念に裏づけられていることは言うまでもない。

これらの要求は、文字どおり基本的であって、老人、児童、障害者をも含むすべての個人のもつ生活上の要求であり、また一部をもって他に代えることのできないものである。われわれの社会生活とは、この7つの基本的要求を充足させるための過程にほかならないから、社会生活上の困難とは、これら7つの基本的要求を充足する過程の困難にほかならない。²²⁾

「社会生活の基本的要求」という概念の導入により、普遍的処遇理念に裏づけられた、現代社会における「社会福祉固有の視点」形成の端緒が記された。しかし、この視点は、「社会関係の主体的側面」によってはじめて意味あるものとなる。

「社会生活の基本的要求」という概念が用意されることで、「生活は、生活主体者たる個人ないし人間だけでなく、生活環境たる社会制度でもなく、両者が交渉しあい、関連しあう相互作用そのもの」であり、「『社会生活の基本的要求』をもつ個人が、それぞれの要求に関連する社会制度を利用することによって、その基本的要求を充足する過程が、われわれの社会生活にほかならない」ことになる。²³⁾そして岡村は、社会生活を営むうえで

個人と社会制度との関係を「社会関係」と呼び、個人の側から見た「社会関係の主体的側面」こそが社会福祉固有の視点を形成する上で必須のものであることを明らかにする。

岡村は、「現代の分業社会においてはすべての個人は、『社会関係の基本的要求』を充足する最低限の社会生活をしてゆくためにも、多数の社会制度との間に多数の社会関係を取りむすばなくてはならない」²⁴⁾としたうえで、現代社会において個人が直面する生活上の課題が「社会関係構造」上の特徴から導き出されることを明らかにする。

元来、社会制度は社会成員の生活上の要求を充足させるための機構であると同時に、社会自身の存続・発展を可能にする組織である。この2つの要求を調和させるために、社会制度は個人の生活上の要求を充足するにあい、個人に対して一定の社会的標準に従うべきことを強制するのである。〔中略〕その制度的機能を実行するのは制度的集団である。制度的集団の構造は一定数の地位 (social status) の配列からなる組織であって、この制度的集団に参加し、これを利用する成員はすべてこの配列された地位に応じた役割 (social role) を果さなければならない。この役割を果すことによって、その社会制度は制度としての固有の機能を果すと同時に、その成員個人も社会的地位を維持し、かつ生活上の要求を充足するのである。従って生活上の要求が多ければ多いほど、また制度的集団の機能が分業化されていればいるほど、個人は多数の制度的集団に所属して、そこで要求される役割を果さねばならない。しかもその要求される役割は、各制度的集団自身の分業化された機能によって規定されるものであるから、相互にはまったく関連もなく、もっぱら制度自身の論理と立て前に従って規定されたものである。²⁵⁾

分業が進展した現代社会にあって、各種の社会制度はひとりの個人に対して、個々別々の要求を行う。個人は、そうした要求を意識的にせよ無意識的にせよ「やりくり」して日常生活を営む。しかし、こうした「やりくり」を制度の側が十分に把握しているとは限らない。分業に沿って個人に関わる、いわば社会の側から状況を理解しようとするのが「社会関係の客体的側面」である。いわゆる「制度・政策論」の立場から語られる社会福祉は、こうした「客体的側面」から論じられている。これに対し、分割することのできない「個人」という側面から「社会生活の基本的要求」を理解しようとするのが「社会生活の主体的側面」である（社会関係の二重構造）。そして、岡村の論に従うのであれば、後者の側面こそが現代社会における生活上の問題点とその解決に向けた支援方法を引き出す重要な立ち位置となる。

高度に分業化された現代社会において、その分業制度から要求されるさまざまな役割を、あたかもピエロのように、その場その場の求めに応じてばらばらに実行することが現代社会生活の真相であるという認識では、そのピエロの悲劇を「悲劇」として理解することすらできないであろう。われわれが自動人形であることに不満をもつのは、われわれ自身が自動人形ではないからである。そしてわれわれを単なる自動人形たらしめないのは、社会関係の主体的側面を認識し、これを維持しようとするからである。²⁶⁾

IV 「社会福祉固有の視点」と援助の原理

社会関係の基本的要求とその主体的側面に着目することで、社会福祉的支援・援助のありかたは、「一部の人」を対象とした「特別なもの」から、「全ての人」を視野におさめた「あたりまえのもの」へと変貌を遂げた。

さらに、この視点は既存の社会制度の持つ課題や欠陥を指摘し、修正する原動力にもなる。

人々の生活は社会的に規定されているのであり（社会性の原理）、しかも社会生活の基本的要求を構成する7つの制度のすべてが満たされなければならない（全体性の原理）、社会生活の主体である個人の側からこうした状況が把握され（主体性の原理）、しかも生活は休むことができないのであり、その時点においては社会通念に反しているような内容であったとしても、その個人の生活上に必須とされるものは否定してはならない（現実性の原理）。そして、以上の4原理は「不可分のもの」²⁷⁾である。

社会福祉に関するかぎり、それ[生活困難]は社会生活上の困難にほかならない。純然たる個人の内面的生活としての宗教、信仰や思想上の問題は、社会福祉とは無関係である。社会福祉的援助は、援助対象者の宗教や思想のいかににかかわることなく、彼の社会関係の困難のみを問題とし、これを純粹に援助するのである。社会福祉は宗教の伝道事業でもないし、思想教育の手段でもない。また社会関係から切りはなされた病気や心身障害も社会福祉の問題ではない。²⁸⁾

宗教的理念にもとづく社会福祉を展開してきた者にとっては許しがたい発想かもしれない。しかし、パターンリズムに陥ることなく、普遍的処遇に基づく支援は、個人の内面的生活とは異なる「社会生活上の困難」に着目し、そうした困難に直面している当事者のみならず、そうした当事者に関わる専門家としても必要なものである。

今後の生活問題対策は、社会福祉をも含めて、他の多くの専門分業制度の専門家によるチーム・ワークによる接近が常態化されると思われるが、このばあい社会福祉の視点の固有性と共同的行動性との関連を明確にすることが必要である。ま

た社会福祉が社会生活上の困難を問題にするということは、いいかえれば、社会的存在としての人間生活を強調するものであり、そのかぎりにおいて生活問題の社会的方策による解決を強調する。個人の任意的慈恵による問題の解決は、社会福祉の解決ではない。社会福祉は社会的承認（social sanction）を条件とするといわれるのは、その意味である。社会福祉のもつこの社会的人間像は、社会的存在ないし共同的存在としての人間であるから、生活問題の解決の援助は、問題の当事者による共同的解決ないしは問題当事者と援助者との共同的解決の援助でなくてはならない。このことから、社会福祉的援助においては、問題解決の結果と同時に、問題解決の過程を重視することを指摘しておかねばならない。この点は専門分業制度に属する生活関連施策のような問題解決の結果を重視するのと対照的である。²⁹⁾

社会的に規定されている生活当事者の困難は、「社会的」に解決されなければならない。分業の進展した現代社会にあっては、こうした分業に沿った社会関係を、生活当事者の視点に立ち、社会関係全体を視野におさめたうえで問題解決にあたることが求められる。

社会福祉のねらう社会的人間像は、多数の社会関係を矛盾のないものとして調和させることによって、いずれの社会関係においても個人が全精力を投入して社会的役割を実行する人間である。つまり「後顧の憂いなし」に社会人としての機能を果たしうるとような生活状況が、健全な社会生活の姿である。けっしてあちらにも、こちらにも「当たらず触らず」に過ごす八方美人の生活のことではない。このようにして社会関係の全体性の原理の示すものは、個人は1つの社会的役割を実行するのにも彼のもつ社会関係の全

体をもってあたるという事実である。そして専門分業制度は、その専門的視点の単一性にもかかわらず、その制度を利用する個人の生活は、その単一的視野ではとらえることのできない全体的なものであるという矛盾をかかえていることを自覚しなくてはならない。ここに、すべての専門分業制度の効果的運営のためには、生活の全体性を認識し、これを援助する社会福祉の協力を不可避とする理由を認めることができよう。古くからいわれてきたように、社会福祉では「貧困」ではなくて、「貧困者の生活」を、また病気ではなくて、「病人」を問題にするというのは、そのような意味である。また「生活の不可分割性」とか「悪循環」を捉えるのが、社会福祉の特徴であるといわれてきたのも、そのような意味であった。³⁰⁾

さらに、社会的分業に基づく要求充足の要として、主体者としての「個人」が想定される。

社会関係の主体的側面の第3の意味は、個人は多数の社会関係に規定されながらも、なおそれらの社会関係を統合する主体者であるということである。つまり多数の社会制度に規定されながらも、これらの多数の社会関係を統合し、矛盾のないものとしながら、社会制度の中から自分に都合のよいものを選択したり、時にはこれを変革するように働きかけて、社会人としての役割を実行する。そしてそのことによって、自分の生活を維持してゆく責任主体としての存在意義を示すのが、社会関係の主体的側面の論理のもつ意味である。これを「主体性の原理」とよぶゆえんである。³¹⁾

社会的に解決されなければならない生活困難状況を自覚し、社会との関係性からその問題を自身のものとして解決を図る。他の誰か

が答えを出してくれるのではない。「わたし」が主人公である。そして、主人公が演じる舞台としての社会が整備されなければならないことは言うまでもない。

社会関係の主体的側面を固有の視点とする社会福祉は、このような現代的社会状況の中で、個人の社会生活における主体的契機を明確にし、その自覚と実現を援助する社会制度ないし行為として存在しなくてはならない。従って社会福祉の対象とする生活上の困難は、この点に関するかぎりにおいて、単なる衣食住の欠乏ではなくて、生活主体者としての自己を自覚し、これを実現しえないことである。各種の生活関連施策の提供するサービスを、ただ受動的に受けとる権利が保障されていても、それだけのことでは社会福祉に固有の視点は実現されたことにはならない。むしろこれらの生活関連施策のサービスが、サービス利用者の自己決定によって選択されることや、サービスの運営や基本方針の決定に対して生活主体者の参加が保障されなければ、社会関係の主体的側面の意味は、真実に貫徹された³²⁾ということとはできない。

「社会性」「全体性」「主体性」という各原理にもとづく社会福祉固有の視点は、4番目の「現実性の原理」が加わることによって完結する。現実性の原理とは、生活当事者の基本的要求を貫くものである。

われわれの生活問題は、その問題の当事者にとっては、単なる理論的説明ではすまずこのできないほどの現実的課題であって、ともかくも現実的に利用できる条件によって解決するか、代償的方法によって満足するか、いずれにしても解決を求めてやまない問題である。それは生活とは、しばらくでも休んだり、やめたりすることのできない絶対的かつ現実的な課題だからである。³³⁾

さらに「現実性の原理」は、生活困難を抱える具体的な個人に足場を置くだけでなく、支援に携わる者とともに現存の社会制度の不備や欠陥を指摘し、ひいては社会全体の変革へと繋がる道筋を提供する。

社会関係の主体的側面を固有の視点とする社会福祉は、生活問題の当事者と同じ立場であるから、当然に生活問題解決の最終的な責任を負う社会制度でもあるといえることができる。従って社会福祉の提供するサービスは、何よりもまず生活問題の実際的解決をそのうちに含んでいなくてはならない。現実³⁴⁾に利用しうる条件の中で解決できないような対策は、いかにそれが理論的に正当なものであっても、社会福祉的援助としては無意味である。そこでこれを「現実性の原理」とよぶ。

社会福祉固有の視点にもとづく「制度としての社会福祉」は、生活当事者とその支援者とともに、社会的分業によって生じた生活上の課題を把握し、その解決をはかる。すべての人々を対象とした「普遍的処遇」にもとづき、生活の現場に足を踏み入れる。「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」との批判的協力関係が成立する。社会諸制度を総合化したものではなく、また個人の内面的適応を強いるものでもない。

すなわち社会福祉固有の視点は、生活関連施策の各種の専門分業制度と異なる立場から生活問題を理解し、これに接近することを意味すると同時に、それは生活問題当事者ないし生活者自身と同じ立場にたつということである。つまり生活問題に対する福祉的理解という点において両者は共通点をもっているのである。この共通理解を手がかりとして、社会福祉的援助は、生活問題当事者に接近し、彼自身の問題解決を援助することが可能になるのである。³⁵⁾

国家ないし地方自治体という一定の範囲を

想定し、「平均値」とその偏差から把握される構造的課題の析出と各種資源の配置にもとづく解決策の構築ではなく、「社会福祉」は社会生活の基本的要求を実現する要としての個人に着目し、同じ生活当事者として支援にあたる。「社会福祉の援助を受ける対象者」ではなく、「社会福祉の援助の取りあげるべき問題」を「社会福祉の対象」とする。³⁶⁾「ひと」ではなく、「ひとの状態」への支援である。支援が必要となる状態は「社会関係の不調和」「社会関係の欠損」「社会制度の欠陥」としてまとめられる。³⁷⁾さらに、社会福祉が果たしうる5つの機能（評価的・調整的・送致的・開発的・保護的）が示され、³⁸⁾こうした機能を果たしうる社会福祉の「分野」が提案された後、援助方法としてソーシャルワークの道筋が示されたところで、本書は完結する。⁴⁰⁾

社会福祉は生活困難の当事者による自発的な解決を援助する行為と制度である。つまり、自発的な解決ないし本人自身による解決に失敗した人を援助して、もう一度合理的に考え直して、自身による解決をやり直すために、社会福祉の専門家が手助けをするのである。けっして社会福祉の専門家が代って解決するのではない。従ってその生活問題の解決法は、平均的な日本人が毎日、自分の生活問題を解決しているやり方をモデルとするものである。⁴¹⁾

「あたりまえの生活」の実現に、「特別な方法」は不要である。社会生活の現場で、当事者の声に耳を傾ける。生活上の課題を抱えた具体的な個人と肩を寄せて同じ景色を見る。「社会福祉政策」や「社会保障」「公衆衛生」等とは分業に基づく棲み分けが必要である。こうした立ち位置を見失ったとき、「岡村社会福祉論」は変質を余儀なくされるのであり、「社会福祉とは何か」という議論

もまた曖昧なものとならざるを得ないのである。

V 岡村社会福祉論の発展的検討に向けて

以上、1983年に発表された岡村重夫の『社会福祉原論』をテキストとし、その論理構造を明らかにする作業を通じて、「社会福祉とは何か」という根本的な問題に取り組んできた。岡村の社会福祉論は、（１）「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」との批判的協力関係、（２）「社会生活の基本的要求」と「社会関係の主体的側面」に基づく「社会福祉固有の視点」、（３）「社会福祉固有の視点」から導き出される援助の原理、という論理構成からなっており、そのいずれも欠く事ができない。

「社会福祉政策」ではなく、生活当事者とその社会環境へとはたらきかけるソーシャルワークである。⁴²⁾生活上の課題を抱える具体的な個人を前にした「現場の理論」である。そのため、制度・政策論の視点からは次のような典型的な批判が今日でもなされている。

「岡村社会福祉学では社会制度と個人の結びつた社会関係はとらえられているが、その背景に存在し、社会制度のありようを規定する社会総体とその運動をとらえるための視点や枠組み、さらに言えばそれを歴史的、社会経済的な社会構成体としてとらえる視点や枠組みが準備されていない」⁴³⁾。しかし、ここまでの議論をふまえるのなら、こうした批判は制度・政策論の側から岡村社会福祉論を矮小化したものであると言わざるを得ない。

「社会福祉固有の視点」にもとづく岡村社会福祉論は、その妥当性等についての実践的研究による検証作業が必要とされている。⁴⁴⁾社会福祉は後戻りすることなく単線的に発展するのか。社会生活の基本的要求は今日においても妥当性を持ちうるのか。⁴⁵⁾社会福祉固有の視点から導き出される援助は実際に有効なの

だろうか。そうした援助を有効なものとする社会構造上の課題とはいかなるものなのか。具体的な生活当事者を常に目の前にした検証作業によって、岡村社会福祉論の展開・発展は可能となり、「社会福祉とは何か」という問いにも明確な回答を用意できるようになるのである。

【注】

- 1) 大友・永岡. 2013:1.
- 2) 手元にある岡村の『社会福祉原論』は「2008年5月初版第19刷」である。
- 3) 三浦・宇山. 2003:37-44.
- 4) 孝橋. 1962.
- 5) 古川. 2012. 280.
- 6) 社会福祉政策の主流は、資本主義社会体制の存続を目指したものである（坂田. 2014）。
- 7) Lyotard. 小林康夫訳. 1986.
- 8) 中西. 2014. また、障害者の自立生活運動の原点の一つとなった「誰でも乗れる地下鉄をつくる会」が1976年に大阪で結成された際、代表者の一人として名を連ねているのが岡村重夫である（全国自立生活センター協議会. 2001:303）。
- 9) 浦河べてるの家. 2005.
- 10) 惣万. 2002.
- 11) 岡村. 1983:3.
- 12) 同:3.
- 13) 同:23.
- 14) 同:24-64.
- 15) 同:66.
- 16) 同:66-67.
- 17) 同:67.
- 18) 同:68.
- 19) 同:69.
- 20) 同:70.
- 21) 岡村前出:78-79. この点に関しては「哲学」に拠る（松本. 1993:井上. 2013）ことなく、

次のような社会学の古典的な発想から理解可能である。「それぞれの個人は、飲んだり、眠ったり、食ったり、考えたりするわけであるが、およそ社会はこれらの機能が規則的にはたされることに関心をもっている。かりにそれらが社会的事実であるということになれば、社会学はそれ固有の対象をもたないことになり、その領域は生物学や心理学の領域と区別がつかなくなってしまおう。〔改行〕ところが、実際はといえば、およそ社会のうちには、他の自然諸科学の研究している現象からきわだった特徴をもって区別される、ある一定の現象群が存在している」（Durkheim. 宮島喬訳. 1978:51）。

- 22) 岡村同:82.
- 23) 同:83.
- 24) 同:86.
- 25) 同:86.
- 26) 同:90.
- 27) 同:102.
- 28) 同:96.
- 29) 同:97.
- 30) 同:98-99.
- 31) 同:99.
- 32) 同:100.
- 33) 同:101.
- 34) 同:101-102.
- 35) 同:103.
- 36) 同:106.
- 37) 同:104-113.
- 38) 同:114-127.
- 39) 同:127-135.
- 40) 同:136-149.
- 41) 同:146.
- 42) 岡本・平塚. 2010.
- 43) 古川. 2012:282.
- 44) 大橋. 2012:277.
- 45) たとえば「家族的安定」は「異性愛」を前提としており、「セクシャルマイノリティ」の生活課題について考察を難しくしている（薬師他. 2014）。

【文献】

- Durkheim, Émile (著). 宮島喬 (訳). 社会学的方法の規準. 302. 東京. 岩波書店;1978 (1895).
- 古川孝順. 岡村社会福祉学に学ぶ. 松本英孝・永岡正巳・名倉道隆編著. 社会福祉原理論 (岡村理論の継承と展開第1巻). 303. 京都. ミネルヴァ書房;2012:278-282.
- 井上英晴. 生と死の援助学－岡村重夫をメデイウムとして. 291. 京都. かもがわ出版;2013.
- 孝橋正一. 全訂社会事業の基本問題. 343. 京都. ミネルヴァ書房;1962 (2009復刻).
- Lyotard, Jean-François. 鈴木康夫. ポストモダンの条件－知・社会・言語ゲーム. 232. 東京. 水声社;1986 (1979).
- 松本英孝. 主体性の社会理論－岡村社会福祉学入門. 219. 京都. 法政出版. 1993.
- 三浦文夫・宇山勝儀. 社会福祉通論30講. 328. 東京. 光生館;2003.
- 岡本民夫・平塚良子編著. 新しいソーシャルワークの展開. 249. 京都. ミネルヴァ書房;2010.
- 岡村重夫. 社会福祉原論. 149. 東京:全国社会福祉協議会;1983.
- 大橋謙作. 岡村理論の思想的源流と理論的發展課題. 松本英孝・永岡正巳・名倉道隆編著. 社会福祉原理論 (岡村理論の継承と展開第1巻). 303. 京都. ミネルヴァ書房;2012:268-277.
- 大友信勝・永岡正巳編著. 社会福祉原論の課題と展望. 216. 京都. 高菎出版;2013.
- 中西正司. 自立生活運動史－社会変革の戦略と戦術. 258. 東京;2014.
- 坂田周一. 社会福祉施策 (第3版). 335. 東京:有斐閣;2014.
- 惣万佳代子. 笑顔の大家族このゆびとーまれー「富山型」デイサービスの日々. 285. 東京. 水書房;2002.
- 浦川べてるの家. べてるの家の「当事者研究」. 297. 東京. 医学書院;2005.
- 薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己. LGBTって何だろう. 127. 東京. 合同出版;2014.

- 全国自立生活センター協議会. 自立生活運動と障害文化－当事者からの福祉論. 480. 東京. 現代書館;2001.

看護学生の初年次教育におけるロールプレイングを用いた 話の聴き方指導の成果と課題

中村 恵子・柄澤 清美・中村 圭子

新潟青陵大学看護福祉心理学部看護学科

Outcomes and Agendas of Listening Training Using Role-playing for the First Year Nursing Students

Keiko Nakamura, Kiyomi Karasawa, Keiko Nakamura

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF NURSING

要旨

本論文の目的は、看護学生対象の初年次教育に導入した話の聴き方の指導の分析から、話を聴くことに関する知識やスキル、態度について構造化を図り、ロールプレイングを用いた話の聴き方の指導の成果と課題を明らかにすることである。

指導前の話の聴き方チェックシートの項目を因子分析し、共分散構造モデルを作成した。その結果、「無反論・無批判」→「聴くスキル」→「傾聴・態度」→「確認・解釈」→「問題の見極め」という順に有意に影響していた。指導後にはそれぞれの下位尺度得点が有意に高くなっていた。また、授業後の感想の分析から、「ためになったこと」については24サブカテゴリーと7カテゴリー、「難しかったこと」については22サブカテゴリーと8カテゴリーを抽出した。「無反論・無批判」、「聴くスキル」、「傾聴・態度」は聴くことの基盤であり、初年次教育において重点を置いて指導することが有効である。

キーワード

看護学生、初年次教育、話の聴き方の指導、ロールプレイング

Abstract

The objective of this paper is, from analyses of the listening training introduced to the first year curriculum of the nursing students, to structure knowledge, skills and attitudes for listening, and to clarify the outcomes and agendas of listening training using role-playing.

We conducted factor analyses on the 'listening checking sheet' prior to the training, and created a covariance structure model. As a result, in the order of: 'no argument, no criticism' > 'listening skills' > 'attentive listening, attitudes' > 'confirming, interpreting' > 'identifying problems', it was more significantly influential. After the training, each of the low-scored items significantly improved. Also, as regards 'beneficial points', we extracted 24 subcategories and 7 categories, and for 'difficult points', we extracted 22 subcategories and 8 categories. 'No argument, no criticism', 'listening skills' and 'attentive listening, attitudes' are fundamentals of listening, and it is effective to focus on them in the first year curriculum.

Key words

nursing students, first year training, listening training, role-playing

I はじめに

初年次教育は、「高等学校や他大学からの円滑な移行を図り、学習及び人格的な成長に向け、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主に新入生を対象に総合的につくられた教育プログラム」あるいは「初年次学生が大学生になることを支援するプログラム」¹⁾として説明される。

山田²⁾は、初年次教育には、レポートやプレゼンテーション等のスタディ・スキルの要素を盛り込んだ内容は不可欠であり、一方で、専門への導入といった内容で提供されている初年次教育も多いことを指摘している。また、看護という領域は専門性が高く、体系性のある教育課程での学習が不可欠であることから、専門への導入教育という要素も看過できないと述べている。

厚生労働省の「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」³⁾において、近年の同世代の若者同様、看護学生の基本的な生活能力や常識、学力が変化してきていると同時に、コミュニケーション能力が不足している傾向があることが指摘されている。また、「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」⁴⁾には、教育内容の充実の方向性の一つとして、「いわゆる初年次教育としての読解能力や数的処理能力、論理的能力をより高めるための教育内容や、人間のとらえ方やものの見方を涵養するための教養教育の充実」が示されており、ヒューマンケアの基本的な能力の基礎となる内容の一つとして、「コミュニケーション能力、対人関係能力の育成につながるような教育」を挙げている。また、「シミュレーターを活用する学習は、技術の獲得においては効果的であるが、コミュニケーション能力を伸ばすには限界がある。模擬患者を利用するなど、コミュニケーション能力を補完する教育方法を組み合わせる必要がある」としている。

教育、福祉、看護、医療、社会心理学など人と人が関わるあらゆる分野で、コミュニケーションの果たす役割について研究が進められており、どの分野でもコミュニケーションの基本は人の話をよく聴くこと、すなわち「傾聴」⁵⁾であると指摘される。近年は、医療の分野で「傾聴」を始めとするコミュニケーション技術⁵⁾⁶⁾⁷⁾の学習指導が行われている。

川野⁷⁾らは、ロールプレイングは簡便な方法で、コミュニケーション技術の教育として実践的な効果が非常に高いこと、コミュニケーション技術は理論的に教授するだけでは不十分であることを指摘している。また、学生は、教師が言うことは十分に理解していても、それを実際に行うことに困難があると述べ、ロールプレイングの有効性として、患者理解が高まる、共感能力が向上する、対応の技術の幅が広がる、根拠が考えられる、利便性が高い、などを挙げている。

本看護学科においては、組織的、計画的に初年次教育に取り組んでおり、平成17年度から、初年次教育の一環として入門ゼミナールⅠ（必修）の科目を設け、スタディ・スキルとしてのノートテイキング、リーディング、レポートの書き方について指導している。平成25年度からは、それらに加え、看護学生の能力不足が指摘されているコミュニケーション技術の開拓を目指し、ロールプレイングを用いた話の聴き方の指導を行っている。

看護学生のコミュニケーションに関する先行研究では、コミュニケーション技術の学習効果に関する研究⁸⁾⁹⁾や、学年ごとのコミュニケーション技術の獲得状況に関する研究¹⁰⁾などがある。石飛⁹⁾らは、先行研究の多くは臨地実習におけるコミュニケーションスキルの実態調査やコミュニケーションスキルを高めるために実施した演習の効果に関する研究がほとんどであり、短期間でのスキル獲得は不可能であり、早期からの学習が必要であるとして、入学後の初期段階における演習の効果を

検証している。しかしながら、コミュニケーションにおいて求められる知識やスキル、態度の関連性に着目して、初年次における学習効果を検証している先行研究はみられない。

本研究では、看護学生対象の初年次教育に導入した話の聴き方の指導の分析から、「話を聴く」ことに関する知識やスキル、態度についての構造化を図り、ロールプレイングを用いた話の聴き方の指導の成果と課題を明らかにする。

II 研究方法

1. 対象

平成26年度前期に入門ゼミナールⅠを履修した看護学科1年生90人

2. 期間

2014年7月

3. データの収集と分析

「話の聴き方」のチェックシート（28項目、4件法「4. 当てはまる」「3. やや当てはまる」「2. あまり当てはまらない」「1. 当てはまらない」）を作成し、話の聴き方の指導前後に学生よりデータを得た。指導前の結果について探索的因子分析を行い、因子を抽出した。本研究では、話の聴き方についてまんべんなく測定できるように項目を作成したので、 α 係数は低くなりやすいため、因子を再検討する基準を α 係数0.5とした。¹¹⁾¹²⁾質問項目を観測変数、因子を潜在変数として、共分散構造分析を行った。その結果を基に、各因子の項目の平均値を計算して下位尺度得点を算出した。指導前と指導後の平均値の差について、対応のあるt検定を行った。分析は、統計ソフト「SPSS Statics 21.0」を用いた。

授業後の感想として、話の聴き方の指導を終えた時点で、学生から「ためになったこと」、「難しかったこと」の記述を得た。それぞれについて類似内容をカテゴリー化した。

4. 初年次教育「入門ゼミナールⅠ」における話の聴き方の指導の内容・方法

本看護学科では、初年次教育企画担当者3名を決定し、ゼミナールの教案作成から評価まで組織的に企画運営した。実際の指導は入学から3年間の学生支援を行うアドバイザー教員が担当した。授業は、11～12人からなるグループに対して1教員が担当し、90分授業を8回行った。内容は「オリエンテーション」「ノートテイキング」「リーディング」「ヒアリング（話の聴き方）」「レポートの書き方」が含まれる。授業を行うに当たっては、授業を担当するアドバイザー教員の事前打ち合わせにおいて学習内容や方法について共通理解を図るとともに、初年次教育企画担当者が作成及び提示した共通の教材を使用した。

話の聴き方の指導では、ロールプレイングを用いて、90分程度の演習を行った。学習の主な流れは、①「話の聴き方」チェックシートに記入する、②3～4名のグループをつくり、友達の相談を聴く場面のロールプレイングを行う、③「気持ち受けとめて」の資料をもとに、患者、家族、新人看護師、先輩看護師、それぞれの登場人物の心情を考える、④「話の聴き方」チェックシートと授業後の感想に記入する、である。

5. 倫理的配慮

学生に対して、研究目的・方法について説明し、チェックシートと授業後の感想は、回答の自由と個人が特定されないよう分析すること、研究の目的以外には使用しないことを伝え、提出をもって承諾を得たとみなした。チェックシートおよび授業後の感想は、研究終了後に破棄した。

Ⅲ 結果

授業前の「話の聴き方」のチェックシートは90名、授業後の「話の聴き方」のチェックシートと感想は90名から回収した。有効回答率は100%であった。

1. 「話の聴き方」のチェックシートのデータ分析

1) 指導前のチェックシートのデータ分析

未回答項目があった3名を除く87名のチェックシートを対象として、天井効果の見られた7項目を外した21項目で探索的因子分析を行った。因子分析（主因子法・バリマックス回転）の結果、十分な負荷量を示さなかった2項目を除き、再度、5因子で分析を行った。抽出した5因子をそれぞれ「Ⅰ 傾聴・態度」（ $\alpha=.75$ ）、「Ⅱ 問題の見極め」（ $\alpha=.65$ ）、「Ⅲ 聴くスキル」（ $\alpha=.67$ ）、「Ⅳ 確認・解釈」（ $\alpha=.61$ ）、「Ⅴ 自己コントロール」（ $\alpha=.61$ ）と命名した（表1参照）。

因子分析の結果を基に、19項目を観測変数、5つの因子を潜在変数として、共分散構造モデルを作成した。モデルの適合度が高く

なるようにパスを取捨選択して探索した。観測変数12とする図1のモデルにおいて、適合度指標はGFI=.906、CFI=.980、RMSEA=.031であり、十分な適合を示した（ $\chi^2=55.238$ 、自由度=51、有意確率=.318）。観測変数及び潜在変数の名称内におけるそれぞれの数字は、表1の質問項目の番号及び因子の番号を示している。各因子の項目数は、「Ⅰ 傾聴・態度」は3項目、「Ⅱ 問題の見極め」3項目、「Ⅲ 聴くスキル」2項目、「Ⅳ 確認・解釈」3項目となり、「Ⅴ 自己コントロール」については「21.無反論・無批判」の1項目のみとなっており、観測変数は12、潜在変数は4である。「21.無反論・無批判」から「Ⅲ 聴くスキル」へのパスと「Ⅳ 確認・解釈」から「Ⅱ 問題の見極め」へのパスは1%水準で、それ以外のすべてのパスは0.1%水準で有意であった。「21.無反論・無批判」は「Ⅲ 聴くスキル」に有意に影響し、「Ⅲ 聴くスキル」は「Ⅰ 傾聴・態度」に有意に影響していた。「Ⅰ 傾聴・態度」は「Ⅳ 確認・解釈」に有意に影響し、「Ⅳ 確認・解釈」は「Ⅱ 問題の見極め」に有意に影響していた。

表1 「話の聴き方」チェックシートの因子分析（N=87）

因子	質問項目	I	II	III	IV	V
Ⅰ 傾聴・ 態度	26. 答えやすい質問から思考力を必要とする質問へと移行する	.673	.149	.251	.229	-.028
	11. 心をほぐすような言葉がけを行ってから本題に入る	.573	.415	.289	.166	-.044
	25. 感情を代弁する	.529	.154	.033	.222	.166
	27. 自分の理解が正しいかどうかを投げ返して確認する	.528	-.080	.048	.328	-.158
	12. 自分の言葉・態度と気持ちが一致している	.440	.111	.118	-.125	.173
	9. 相手が話すまでじっくり待つ	.419	.393	.026	.008	.192
Ⅱ 問題の 見極め	15. 視線・表情・しぐさなど、感情が表れやすい身体の動きに注目する	.075	.590	.138	.247	.046
	20. 言葉の裏側にある気持ちを受けとめようとする	.240	.537	-.032	.081	-.004
	16. 相手の背景をふまえ、重要な情報をみきわめる	.087	.481	.165	.312	-.003
Ⅲ 聴く スキル	13. 柔らかい視線、しっかりした視線を使いわけて話し手を見る	.120	.019	.709	.139	.218
	18. 言葉が届いていると実感できるように相手の言葉を繰り返す	.263	.007	.505	-.016	.152
	8. 話し手の方を向く（顔だけでなく体ごと）	.314	.226	.464	.134	.143
	6. 相手の立場に立って、気持ちを想像する	-.070	.367	.444	.035	.008
Ⅳ 確認 解釈	22. 話の曖昧な点や不明な点を確認する	.063	.268	.146	.637	.006
	24. 言語・非言語・文脈情報を統合して、意味を解釈する	.238	.292	-.292	.607	.052
	4. 話し手のテンポに合わせて質問する	.192	.101	.249	.402	.008
Ⅴ 自己 コントロール	21. 反論や批判をしたくなくても、そうした気持ちを脇に置く	.324	.372	.064	-.141	.616
	28. 相手の話を勝手に結論づけない	.017	-.009	.147	.450	.589
	3. 相手の話をうばわない	.004	-.063	.198	-.021	.581

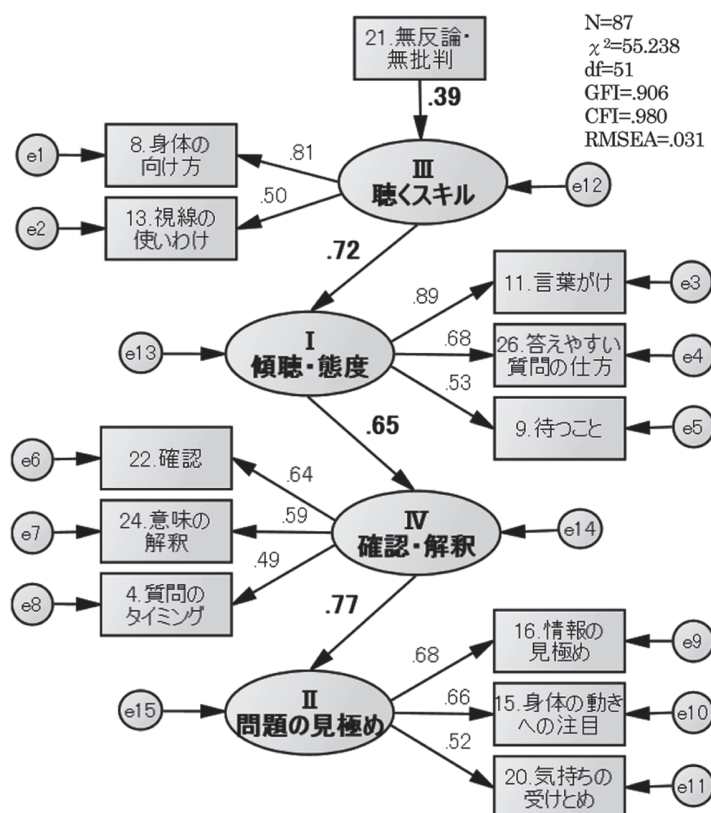


図1 「話の聴き方」の共分散構造分析

2) 指導前と指導後の下位尺度得点

図1の12の観測変数をもとに、「無反論・無批判」(1項目)、「聴くスキル」(2項目、 $\alpha=.60$)、「傾聴・態度」(3項目、 $\alpha=.73$)、「確認・解釈」(3項目、 $\alpha=.61$)、「問題の見極め」(3項目、 $\alpha=.65$)を下位尺度得点として、指導前及び指導後のそれぞれの得点を求めた(図2参照)。下位尺度得点の指導前と指導後とでの変化は、「無反

論・無批判」0.51 ($t(86)=5.97$, $p<.001$)、「傾聴・態度」0.38 ($t(86)=5.64$, $p<.001$)、「聴くスキル」0.35 ($t(86)=5.16$, $p<.001$)、「問題の見極め」0.31 ($t(86)=4.41$, $p<.001$)、「確認・解釈」0.21 ($t(86)=3.67$, $p<.01$)であり、これらの順で変化が大きかった。すべてにおいて、指導前と指導後の平均値に0.1%水準で有意な差が見られた。

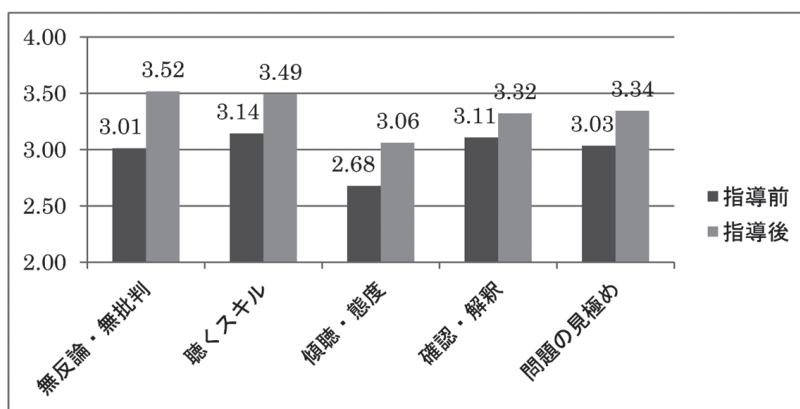


図2 「話の聴き方」の指導前と指導後の下位尺度得点 (N=87)

2. 学生の授業後感想の分析

1) 「ためになったこと」

話の聴き方の指導で学生が「ためになったこと」として記述した内容から、24のサブカテゴリー、7のカテゴリーを抽出した(表2参照)。以下、主な記述を〈〉、サブカテゴリーを《》、カテゴリーを〔〕で示す。

〈相手の言葉を繰り返したり同意を示すことは、キャッチボールが上手にできるコツ〉、〈相手の言葉を繰り返すと相手に安心感を与えられる〉を《復唱》とした。〈対面すると萎縮する〉、〈話を聴く時には相手の左側に座ると親近感がわく〉を《位置》とした。〈相手と話しやすく心が開きやすい場所がある〉を《場所》とした。〈相槌は相手を安心させる〉、〈相槌をすることで聴いているということが伝わった〉などを《相槌》とした。〈目を見て話す〉、〈目を見る、共感するなど、相手を思う大切さに改めて気づいた〉などを《視線》とした。〈体ごと相手の方を向くことで「聴いてるよ」という気持ちを表せる〉、〈体を相手の方に向けることで、顔だけしか向けていない時よりも相手の気持ちを理解できる〉などを《体の向き》とした。《復唱》、《位置》、《場所》、《相槌》、《視線》、《体の向き》を〔聴くスキル〕にまとめた。

〈非言語的コミュニケーションを使った方が相手を安心させる〉、〈ニコニコなごやかな方が話しやすい〉などを《安心感を与える》とした。〈心をほぐすような言葉がけをしてから本題に入る〉、〈相手の心をほぐすような言葉がけをしてから問いかけたい〉を《心をほぐす言葉がけ》とした。〈相手のテンポに合わせて質問することで、相手が答えやすいような雰囲気を作ることができる〉を《呼び水的な声かけをする》とした。《安心感を与える》、《心をほぐす言葉がけをする》、《呼び水的な声かけをする》を〔話しやすい雰囲気づくり〕にまとめた。

〈質問することで内容を深く理解し、よく考え答えに導くことができる〉、〈質問をして相談の根本に近づくことが必要〉などを《聴きだす問いかけをする》とした。〈相手の話を要約して聞き返す〉を《要約・確認》とした。〈相手の立場になって気持ちを想像しようとする〉を《気持ちを想像する》とした。《聴きだす問いかけをする》、《要約・確認する》、《気持ちを想像する》を統合して〔確認・解釈〕とした。

〈相手の表情や動作の少しの動きで相手が何を思うのかを想像できる〉、〈相手の表情・しぐさから会話の内容を読み取ることも大切〉などを《表情・しぐさから読み取る》とした。〈相手にはそれぞれ背景があることが理解でき、もっと相手の気持ちになることができるれば良いアドバイスができる〉、〈一方的な視点からではなくて、全体的に相手を見ることが大切〉を《背景をふまえる》とした。〈話のどこが重要か見きわめる〉、〈どういふことで相談しに来ているのかをしっかりと見きわめる〉を《核心に迫る》とした。《表情・しぐさから読み取る》、《背景をふまえる》、《核心に迫る》を〔問題の見極め〕にまとめた。

〈人の話を聴く時は遮らないようにしようと思った〉、〈話を最後まで聴く〉などを《遮らない》とした。〈まず否定せずに聴くことで相手に「自分の話を聴いてもらえる」と思ってもらえる〉、〈否定しないで共感し聴くことで相手も正直に話してくれると思う〉などを《否定しない》とした。〈いいタイミングで自分の意見を言えるとスムーズに会話が進む〉、〈自分の経験を入れると説得力がある〉を《相手の状況を考慮して意見を言う》とした。《遮らない》、《否定しない》、《相手の状況を考慮して意見を言う》を〔自己コントロール〕にまとめた。

〈自分の普段の話を聴く態度がどんな感じなのかを知ることができた〉、〈話を聴くう

表2 「話の聴き方」の指導で「ためになったこと」

カテゴリ	サブカテゴリ	主な記述
聴くスキル	復唱	- 相手の言葉を繰り返したり同意を示すことは、キャッチボールが上手にできるコツ - 相手の言葉を繰り返すと相手に安心感を与えられる
	位置	- 対面すると萎縮する - 話を聴く時には相手の左側に座ると親近感がわく
	場所	相手と話しやすく、心が開きやすい場所がある
	相槌	- 相槌は相手を安心させる - 相槌をすることで聴いているということが伝わった
	視線	- 目を見て話す - 目を見る、共感するなど、相手を思う大切さに改めて気づいた
	体の向き	- 体ごと相手の方を向くことで、「聴いてるよ」という気持ちを表せる - 体を相手の方に向けていることで、顔だけしか向けていない時よりも相手の気持ちを理解できる
雰囲気づくり	安心感を与える	- 非言語的コミュニケーションを使った方が相手を安心させる - ニコニコなごやかな方が話しやすい
	心をほぐす言葉がけをする	- 心をほぐすような言葉がけをしてから本題に入る - 相手の心をほぐすような言葉がけをしてから問いかけたい
	呼び水的な問いかけをする	相手のテンポに合わせて質問することで、相手が答えやすいような雰囲気を作ることができる
確認・解釈	聴き出す問いかけをする	- 質問することで内容を深く理解し、よく考え答えに導くことができる - 質問をして相談の根本に近づくことが必要
	要約・確認する	相手の話を要約して聞き返す
	気持ちを想像する	相手の立場になって気持ちを想像しようとする
問題の見極め	表情・しぐさから読み取る	- 相手の表情や動作の少しの動きで相手が何を思うのかを想像できる - 相手の表情・しぐさから会話の内容を読み取ることも大切
	背景をふまえる	- 相手にはそれぞれ背景があることが理解でき、もっと相手の気持ちになることができれば良いアドバイスができる - 一方的な視点からではなくて、全体的に相手を見ることが大切
	核心に迫る	- 話のどこが重要か見極める - どういうことで相談しに来ているのかをしっかりと見極める
自己コントロール	遮らない	- 人の話を聴く時は遮らないようにしようと思った - 話を最後まで聴く
	否定しない	- まず否定せずに聴くことで、相手に「自分の話を聴いてもらえる」と思ってもらえる - 否定しないで共感して聴くことで相手も正直に話してくれると思う
	相手の状況を考慮して意見を言う	- いいタイミングで自分の意見を言えるとスムーズに会話が進む - 自分の経験を入れると説得力がある
「聴く」の認識変化	自己について気づく	- 自分の普段の話を聴く態度がどんな感じなのかを知ることができた - 話を聴くうえで提案を考えることに集中していた時もあった
	他者の聴き方から学ぶ	- 周りの人たちの話の聴き方を意識して見ると、こういう風にすると話しやすいというのが何となく分かった - 他の人たちはジェスチャーをしたり自分なりの言葉で相手の話を確認しているところを参考にしたい
	「聴く」の効用を知る	- 一旦共感されると嬉しい - 人のとらえ方によって悩みもプラスの方向にいく
波及効果	交流が広がる	- グループの人と仲良くなれた気がする - 普段はあまり相談しない人や内容を相談できた
	不安が軽減する	今回を機に相談するということへの不安があまりなくなった
	日常生活で活用する	- 相談して提案されたことをこれから実践していきたい - 相手の気持ちを考えて話すことを日常生活でも意識してやりたい

えで提案を考えることに集中していた時もあった)、などを《自己について気づく》とした。〈周りの人たちの話の聴き方を意識して見てみると、こういう風にすると話しやすいというのが何となく分かった〉、〈他の人たちはジェスチャーをしたり自分なりの言葉で相手の話を確認しているところを参考にしたい〉などを《他者の聴き方から学ぶ》とした。〈一旦共感されると嬉しい〉、〈人のとらえ方によって悩みもプラスの方向にいく〉などを《「聴く」の効用を知る》とした。《自己について気づく》、《他者の聴き方から学ぶ》、《「聴く」の効用を知る》を〔「聴く」の認識変化〕にまとめた。

〈グループの人と仲良くなれた気がする〉と〈普段はあまり相談しない人や内容を相談できた〉を《交流が広がる》とした。〈今回を機に相談することへの不安があまりなくなった〉を《不安が軽減する》とした。〈相談して提案されたことをこれから実践していきたい〉、〈相手の気持ちを考えて話すことを日常生活でも意識してやりたい〉を《日常生活で活用する》とした。《交流が広がる》、《不安が軽減する》、《日常生活で活用する》を〔波及効果〕にまとめた。

2) 「難しかったこと」

話の聴き方の指導で学生が「難しかったこと」として記述した内容から、22のサブカテゴリー、8のカテゴリーを抽出した(表3参照)。

〈相槌や内容のタイミング〉を《相槌》とした。〈視線を使い分ける〉、〈相手の目を見て話すことが緊張した〉などを《視線》とした。〈話している人に顔は向いていたが身体を向けることまではしなかった〉などを《体の向き》とした。〈笑顔で聞くことはできたが表情を豊かまではいかなかった〉などを《表情》とした。〈どうしても大きな声になってしまった〉などを《声》とした。〈どのタイミングで質問しようか迷った〉、〈次

の切り返しをする〉などを《切り込み》とした。《相槌》、《視線》、《体の向き》、《表情》、《声》、《切り込み》を〔聴くスキル〕にまとめた。

〈心をほぐす言葉かけをする〉などを《心をほぐす言葉かけをする》とした。〈相手が答えやすい言葉で質問する〉、〈どんな質問で話が広がるか考える〉などを《呼び水的な問いかけをする》とした。《心をほぐす言葉かけをする》、《呼び水的な問いかけをする》を〔語りやすい聴き方〕にまとめた。

〈相手の思いを引き出す質問を考える〉、〈話を促す言葉かけ〉などを《聴きだす問いかけをする》とした。〈すばやく要約する〉、〈相手の話していることの要約・整理〉などを《要約》とした。〈相手の心情・気持ちを想像する〉、〈相手の立場になって考える〉などを《気持ちを想像する》とした。《聴きだす問いかけをする》、《要約》、《気持ちを想像する》を〔確認・解釈〕にまとめた。

〈相手のしぐさにどんな意味があるか〉などを《しぐさや表情》とした。〈相手の背景を考えながら相談にのる〉、〈相手がおかれている状況にまで注目して話を聞く〉などを《背景をふまえる》とした。〈何を悩んでいるのかの判断〉、〈相手の話の重要性の見極め〉などを《核心に迫る》とした。話の意味・相談者の気持ちまで考える〉、〈相手の気持ちの深い所まで考える〉などを《言葉にこめられた感情》とした。《表情しぐさから読み取る》、《背景をふまえる》、《核心に迫る》、《言葉にこめられた感情の解釈》を〔真意の読み取り〕にまとめた。

〈アドバイスしたくなる気持ちを抑える〉などを《我を抑える》とした。〈勝手に結論づけけない〉、〈解決策を押し付けけない〉などを《結論を決め付けけない》とした。《我を抑える》、《結論を決め付けけない》を〔自己コントロール〕にまとめた。

〈相手の気持ちを読み取り、さらにそれに対して意見を考える〉、〈相手の気持ちを理解したうえで意見を述べる〉、〈相手の話を否定せずに自分の意見を言う〉などの受け取りつつ発信することの両立を述べているものを《「受け取る」と「伝える」の両立》とまとめた。

〈反対意見の人を説得する〉、〈いい解決

策が見つからない〉などを《説得・解決すべきとの思い込み》とした。〈相手の気持ちを傷つけないような声がけをする〉、〈失礼なことを聞かないようにする〉などを《相手への影響への恐れ》とした。《説得・解決すべきとの思い込み》、《相手への影響への恐れ》を〔自分と相手の主体性を保つ・信じる〕にまとめた。

表3 「話の聴き方」の指導で「難しかったこと」

カテゴリ	サブカテゴリ	主な記述
聴くスキル	相槌	・相槌の内容やタイミング
	視線	・相手の目を見て話すことが緊張した ・視線を使い分ける
	体の向き	・話している人に対して顔は向いていたが体を向けることはしなかった
	表情	・表情を豊かにする ・笑顔で聞くことができたが、表情豊かにことまではいけなかった
	声	・どうしても大きな声になってしまった
	切り込み	・どのタイミングで質問しようか迷った ・次の切り返しをする
話しやすい雰囲気作り	心をほぐす言葉がけをする	・心をほぐす言葉がけをする
	よび水的な問いかけをする	・相手が答えやすい言葉で質問 ・どんな質問で話が広がるか考える
確認・解釈	聴きだす問いかけをする	・相手の思いを引き出すための質問を考える ・話を促す言葉かけ
	要約・確認する	・すばやく要約する ・相手の話していることの要約・整理
	気持ちを想像する	・相手の心情・気持ちを想像する ・相手の立場になって考える
問題の見極め	表情・しぐさから読み取る	・しぐさの真意。相手のしぐさにどんな意味があるのか ・相手の考えていることが表情などでなんとなくこうかなとは考えられるが…。
	背景をふまえる	・相手の背景を考えながら相談にのる ・相手が置かれている状況(背景)にまで注目して話を聞く
	核心に迫る	・何を悩んでいるのかの判断 ・相手の悩みの核心を見つけ出すこと。話深く掘り下げる。相手の話の中での重要性の見極め
	言葉にこめた感情の解釈	・話の意味・相談者の感情まで考える ・相手の気持ちの深い所、相手の本当に言いたいことを聴き取る
自己コントロール	我を抑える	・アドバイスしたくなる気持ちを抑える
	結論を決め付けない	・勝手に結論づけてしまったかなと思うことがあった ・解決策を押しつけるばかりでなく一緒に探す
受容と承認の態度	「受け取る」と「伝える」を両立させる	・相手の気持ちを読みとり、さらに自分の意見を考えてアドバイスする ・相手の気持ちを理解したうえで意見を述べる ・相手の話を否定せずに自分の意見を言わなければならないところ
身振の模倣	説得・解決すべきとの思いこみ	・反対意見の人を説得する ・いい解決策が見つからない
	相手への影響への恐れ	・相手の気持ちを傷つけないような声がけをする ・失礼なことを聞かないようにとか思ったら、会話がごちなくなかった
理解と実行の演習方略	ロールプレイができない	・役になりきってその人の気持ちを考える ・相談する話を5分間続ける
	課題が過重	・授業開始数分で、「さあこの役をして」というのは無理 ・話をきいた悩みが答えにくいものもあって対応できないし、自分が何を相談したいのか見つけるのも大変

〈役になりきってその人の気持ちを考える〉、〈相談する話を5分間する〉などを《ロールプレイングができない》とした。〈授業開始数分で「この役をして」は無理〉、〈悩みの対応も相談することを見つけることも大変〉などを《課題が過重》とした。《ロールプレイングができない》、《課題が過重》を〔演習方略の理解と実行〕にまとめた。

IV 考察

1. 「話の聴く」ことに関する知識やスキル、態度についての構造化

図1にあるように、「無反論・無批判」→「聴くスキル」→「傾聴・態度」→「確認・解釈」→「問題の見極め」という順に影響することが分かった。「話を聴く」ことにおいては、まず、「反論や批判をしなくなっても、そうした気持ちを脇に置く」ことが土台になっており、自分の考えは一先ず置いて、話し手が話したいこと・伝えたいことにしっかりと耳を傾ける姿勢をもつことが重要である。次に、相手に体を向ける、視線を使い分けるなどのしっかり聴いていることが話し手にも分かるような「聴くスキル」、心をほぐすような言葉がけをする、答えやすい質問からする、じっくり待つなどの話し手との関係を築くような「傾聴・態度」と続いている。下位尺度得点も「無反論・無批判」、「傾聴・態度」、「聴くスキル」では指導前後での変化が大きくなっており、聴くことの基盤になる要素であり、初年次教育では、特にこれらのスキルや態度に重点を置いて、指導していくことが有効であると考えられる。

「確認・解釈」や「問題の見極め」には高度なスキルが求められ、短い時間で身につけることは難しく、学びの広がりや深まりに伴って向上する要素であると考えられ、初年次教育においては、今後の学習・実践への動

機付けを意図することが適当であると推測する。

2. 話の聴き方の指導の成果と課題

学生が記述した「ためになったこと」（表2）と「難しかったこと」（表3）を比較しながら成果と課題を検討する。まず、5つの因子についての学びの内容をみていく。「聴くスキル」について「ためになったこと」にあり「難しかったこと」になかったサブカテゴリーは《復唱》、《位置》、《場所》で、両方に含まれていたのは《相槌》、《視線》、《体の向き》で、「難しかったこと」のみにみられたのは《表情》、《声》、《切り込み》であったことから、行動化しやすいスキルは気づきと共に身につけられるが、無意識に行っている言動のコントロールは難しいようだった。

「傾聴・態度」に関して「ためになったこと」にあり「難しかったこと」にはなかったサブカテゴリーは《安心感を与える》で、両方に含まれていたのは《心をほぐす言葉かけ》、《呼び水的な問いかけ》であり、どういう言葉が必要かは分かったが言葉選びが難しく感じられていた。

「確認・解釈」に関しては、《聴きだす問いかけ》、《要約する》、《気持ちを想像する》の3つすべてが「ためになったこと」と「難しかったこと」両方に含まれていたことから、それらの必要性に気づいたが実行は困難であったと推測する。

「問題の見極め」に関して「ためになったこと」、「難しかったこと」両方に含まれていたのは《表情・しぐさから読み取る》、《背景をふまえる》、《核心に迫る》で、「難しかったこと」のみにみられたのは《言葉にこめた感情の解釈》であったことから、問題を見極めようとする思考の方向性はもてても見極めること自体は難しいと感じられていた。

「自己コントロール」に関して「ために

なったこと」のみに含まれたのは《遮らない》、《否定しない》、《相手の状況を考慮して意見を言う》で、「難しかったこと」のみにみられたのは《我を抑える》、《結論を決め付けない》であった。相手を慮ることについては分かるが、浮かんでくる自分の考えや意見をコントロールすることが難しいと感じられていた。

以上のように、ロールプレイングによって日常的行為と異なる「聴く」を意識し他者との比較から自己を振り返ることができ、「聴く」ことについての認識が深まっていた。しかしながら、話の聴き方が単純なスキルではなく、他者を理解することや他者と適切な関係を築くことに関連するために、「『受け取る』と『伝える』の両立」、「自分と相手の主体性を保つ・信じる」が難しいと述べられており、今回の話の聴き方の指導のみでは達成できない話を聴く力も多くあった。

また、《ロールプレイングができない》は、導入の工夫が不足していたためと考えられ、《課題が過重》は、聴くスキルの習得と語り手の気持ちの解釈というレベルの異なる課題を1回の授業に盛り込んだためであると考え。段階的に習熟できるような内容の整理と時間設定について検討する必要がある。

V おわりに

話を聴く力は、看護において対象者を理解し、関係を構築する要となる能力であるが、教員が理論的に教授するだけで身につくものではない⁷⁾。ことに、話し手の心情や意図を汲み取ることは、相槌や視線のように型を学んで行動化しやすいスキルとは一線を画す。したがって、現状把握された話の聴き方に関する課題を、この授業の気づきのみで改善することは困難であり、日常の指導や専門教育のなかで、4年間をかけて意図的・計画的に強化していく必要がある。

また、今回の話の聴き方の指導で導入したロールプレイングでは、学生が役になりきる難しさがあった。ロールプレイングの教育効果を高めるために、場面設定とその提示方法などを検討していきたい。

引用文献

- 1) 中央教育審議会. 学士課程教育の構築に向けて(答申). 2008. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm>. 2014年11月28日.
- 2) 山田礼子. 初年次教育とは何か「生徒」から「学生」にするための方策. 看護教育. 2009;50(5):377-381.
- 3) 厚生労働省. 看護基礎教育の充実に関する検討会報告書. 2007. <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/dl/s0420-13.pdf>>. 2014年11月28日.
- 4) 厚生労働省. 看護教育の内容と方法に関する検討会報告書. 2011. <<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001310q-att/2r9852000001314m.pdf>>. 2014年11月28日.
- 5) 稲森里江子. 医学教育におけるコミュニケーション・スキル学習に関する研究—対人援助技術の活用による実証的アプローチ—. 人間福祉学研究. 2010; 3(1):59-74.
- 6) 久米弥寿子. ロールプレイング演習における看護学生の言語的・非言語的コミュニケーション行動の特徴に基づく演習プログラムの検討—行動コーディングシステムによる内容と出現パターンの分析—. 日本看護研究学会雑誌. 2005;28(1):63-71.
- 7) 川野雅資・石川純子. ロールプレイングを用いたコミュニケーション教育. 看護教育. 2012;53(10):844-849.
- 8) 堀美紀子・松村千鶴・淘江七海子. 模擬患者を導入したコミュニケーションスキルトレーニングの学習効果. 香川県医療短期大学紀要.

2003;5:105-114.

- 9) 石飛マリコ・金子正子・焼山和憲. 看護系大学入学後の初期段階におけるコミュニケーションスキルを高める教育方法の検討—対話技法の効果に焦点をあてて—. 福岡大学医学部紀要. 2013;40 (1/2) :70-80.
- 10) 阿部智美. イメージマップ・テストからみえた看護学生の「患者とのコミュニケーションスキル」の獲得状況. 日本教育工学会論文誌. 2012;36 (Suppl.) :105-108.
- 11) 小塩真司. 実践形式で学ぶSPSSとAmosによる心理・調査データ解析. 東京:東京書籍; 2007.
- 12) 小塩真司. SPSSとAmosによる心理・調査データ解析 [第2版] —因子分析・共分散構造分析まで. 東京:東京書籍;2011.

小学校国語科教科書掲載作品 「ヤマタノオロチ」の再話作品としての特徴について

原 田 留 美

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

How the Legend of “Yamata-no-Orochi” is Rewritten for Primary-School Japanese Language-Education Textbooks

Rumi Harada

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

要旨

学校図書から発行されている小学校国語科教科書には、きさかりょうによるヤマタノヲロチ退治神話の再話作品が採用されている。古事記の神話を基にしているこの作品では、子ども達に親しみやすい作品となるよう、どのような工夫がなされているかについて明らかにするために、古事記ならびに他の絵本作品と比較した。その結果、独立した物語として親しめるよう、前段との繋がりに極力触れない書き出しになっており、それに対応して、草薙剣のアマテラスオオミカミへの献上の下りが省かれている、高天^{たかま}の原から降りてきたスサノオノミコトと地上世界の神であるアシナヅチとの間に明確な階層差を設けていない、グロテスクな描写を省きオロチ退治の場面の描き方をあっさり描くにとどめている等の特徴があることが分かった。原典に寄り添いつつ、幼い読み手にとって親しみやすい再話となるよう工夫されている作品であると言える。

キーワード

再話、小学校国語科、伝統的な言語文化、日本の神話、ヤマタノオロチ

Abstract

A recently-published textbook for teaching Japanese in Japanese elementary schools contains the myth of the "Conquest of Yamata-no-Orochi" as retold by Ryo Kisaka, based on the classical myth in the *Kojiki*. The present paper compares this retelling with other versions found in picture books for children as well as with the original *Kojiki* version, in order to elucidate the elements designed to make it more interesting to elementary-school-age children. First, it was found that the Kisaka version begins in a way that disconnects the narrative almost completely from the contents of the section immediately preceding it, thereby facilitating the enjoyment of an independent story. Also for this purpose, a description of the offering of the Kusanagi Sword to the goddess Amaterasu-O-Mikami is entirely omitted. Furthermore, there is a blurring of the distinction between the high status of Susano-no-Mikoto (who descends from the heavenly realms called Takama-no-Hara), and the lower one of Ashinazuchi (who merely dwells upon the earth). Other elements include the omission of graphic details involved in the conquest of Yamata-no-Orochi, simplifying and softening the effect for children. Overall, the adaptations in the retelling therefore made the myth more accessible and enjoyable for young readers, while nevertheless remaining faithful to the original *Kojiki* version.

Key words

retold stories, Japanese-language education in elementary school, traditional linguistic culture, Japanese mythology, Yamata-no-Orochi

I 目的と方法

平成23年度から全面実施の小学校学習指導要領（第2章第1節 国語）には、伝統的な言語文化に関する事項に「昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせ聞いたり、発表し合ったりすること。」との記述がある。また小学校学習指導要領解説（国語編）には「神話・伝承については、古事記、日本書紀、風土記などに描かれたものや、地域に伝わる伝説などが教材として考えられる。その際、児童の発達の段階や初めて古典を学習することを考慮し、易しく書き換えたものを取り上げることが必要である。」とある。平成26年度時点で使用されている各社の小学校低学年用教科書のいくつかに、これら対応した教材として、日本の神話の再話作品が掲載されている。

教科書に採用する場合に限らず、絵本等に書籍化する場合も同様であるが、小学校低学年、あるいはさらに幼い子どもたちをして古語で描かれた物語、古典文学に親しませる場合には、わかりやすい現代語を用いて書き改めること、再話が一般的には不可欠であろう。ただ、子どもを読者として想定して古典文学作品を書き改める場合には、単なる現代語訳ではすまない問題がいくつか出てくる。たとえば、古典文学の中には長い物語も多くあるが、発達段階に配慮してそれらの一部を切り取って書き改める場合には、原典の性格や構成、前後の文脈に留意することが重要となる。単に切り取っただけでは、物語の筋や構成要素等の意味・必然性が分からなくなることもあるからである。また古典文学は、制度、文化、生活様式、価値観等が現代とは異なるそれぞれの時代社会の中ではぐくまれたものであるため、現代の子どもはもとよりおとなであってもすぐには理解しがたい点が多々ある。そのようなところをいかに扱うかも課題になってこよう。古事記や日本書紀等

の神話を再話する場合も例外ではなく、以上のような課題に対して相応の工夫が求められる。

筆者は以前、現行の小学校教科書に採用されている「いなばのしろうさぎ」再話三作品について、作品論の立場からそれぞれの特徴について考察・整理したが¹⁾、今回は『みんなと学ぶ小学校こくご』二年上（学校図書）収載の「ヤマタノオロチ」（きさかりょう）の、再話作品としての特徴について整理することを目的とする。そのため、原典の神話（次節で述べるとおり、古事記のヤマタノヲロチ退治神話と考える）との比較を試みる。また、平成11年～12年にかけて、当時市販されていたヤマタノヲロチ神話の再話作品のうち、小学校低学年以下向け児童書ならびに紙芝居作品のテキストを分析して再話作品としての特徴について整理をしたことがあるが、その結果も踏まえることとする。²⁾

以下、きさかによる再話作品をきさか版と称することとする。再話作品中の神名・大蛇名については引用部分を除きスサノオ（もしくはスサノオノミコト）・アマテラスオオミカミ・ヤマタノオロチで統一し、古事記・日本書紀中のそれらについてはスサノヲノミコト、アマテラスオホミカミ、ヤマタノヲロチ等と表記することとする。

なお、本稿で中心的に取り上げるのは小学校国語科の教科書に掲載されている作品であるが、具体的な授業展開等を念頭に置いての教材研究に直接的に資する研究を目指すものではなく、テキスト分析を手がかりに作品の有り様を探ることを目的としたものであることを言い添えておく。

II ヤマタノヲロチ退治神話の再話の際の問題点

再話作品を分析する前に、きさか版が拠っていると考えられるヤマタノヲロチ神話の出

典について整理しておく。きさか版の物語の流れは以下のようになっている。

- ・天の、たかまのはらを追われたスサノオノミコトは、出雲国のとりかみという土地に来る。
- ・そこにある、ひの川の川上から箸が流れてきたので、川上へ行く。
- ・泣いている老夫婦（アシナヅチ・テナヅチ）と娘（クシナダヒメ）に会う。
- ・三人が泣いている理由を問うと、もうじきヤマタノオロチが娘を食べに来るからだとの答えが返ってくる。スサノオノミコトはオロチ退治を申し出て、退治できた時には娘を嫁にしたいと言う。
- ・アシナヅチらに素性を尋ねられ、アマテラスオオミカミの弟であると答え、名も名乗る。それを聞いて、アシナヅチらは申し出を受け入れる。
- ・スサノオノミコトは魔法でクシナダヒメを櫛に変え、自分の髪に挿す。
- ・アシナヅチらに、強い酒を用意し、家のまわりを八つの門のある垣根で囲い、内側の八つの座敷に酒を入れた瓶を置くよう伝える。
- ・ヤマタノオロチがやってきて、酒を飲んで酔いつぶれる。
- ・スサノオノミコトは剣でヤマタノオロチの八つの頭を切り落とし、尾も切る。
- ・一本の尾から剣が出てくる。
- ・退治が終わり、クシナダヒメを櫛から元の姿に戻す。
- ・スサノヲノミコトはクシナダヒメと結婚し、すがという土地を気に入り御殿を建てて住む。

このような流れを持つヤマタノヲロチ退治神話は、古事記上巻ならびに日本書紀神代上第八段本書に見える。しかし、日本書紀の本書には使われていない「たかまのはら」の語が使われていること、天から降り立った場所の地名「とりかみ」が出てきていること、テ

ナヅチがオオヤマツミノカミ（山の神）の子であることが明示されていること、ヤマタノオロチ退治のための仕掛けに垣根が使われていることなどから、主として古事記に拠っていると考えられる。

よって以降は、古事記の神話を再話している作品としてきさか版を見ていくこととする。

ところで、古事記のヤマタノヲロチ退治神話を切り取って子ども向けに再話する場合に、具体的にどのような点が問題になるだろうか。

筆者は、前掲の論文（原田：1999ならびに原田：2000）において古事記のヤマタノヲロチ退治神話の再話絵本等について分析を試みた際、次の四つが問題点として見いだせると考えるに至った。一つめは、この神話の前に置かれている話との繋がりをどうするかということである。古事記のヤマタノヲロチ退治神話は、黄泉国から戻ったイザナキノミコトから生まれた三貴子のうち、スサノヲノミコトだけが母を恋い父から任せられた領域を治めず昼夜泣きわめいていたため、母の国である根の堅洲国へ行くよう父から言い渡され、その途中、姉アマテラスオホミカミに挨拶をするつもりで高天原に昇ったがそこでの乱行をとがめられ下界に追放される、という流れの後にある。スサノヲノミコトが出雲国にやってきたのには以上のような背景があるのだが、このことをどの程度再話の中に入れるかが問題となる。前段に詳しく触れすぎると物語が長くなりすぎるためというだけではない。スサノヲノミコトの印象が、前段とヤマタノヲロチ退治の段とではかなり異なっているからである。煩雑になるためここでは詳細については割愛するが、スサノヲノミコトは物語によって相当に異なる貌を見せる神である。ここでも前段においては天上界から追い払われるほどの乱暴者であったのが、地上に降りたとたん怪物退治の英雄となっている。アシナヅチらに素性を明かす際にも犯した罪

については一切言及されることなく、至高神アマテラスオホミカミの弟という出自の高さだけが提示されている。現代の我々からすれば、繋がり³⁾の悪さ、あるいは矛盾を感じざるをえないところがある。だからといって、前段との繋がりに全く触れずにおくと、主人公がなぜ出雲にやってきたのかがわからず、物語の始まり方が唐突な印象になることが避けられなくなる。

二つ目は、スサノヲノミコトとアシナヅチらとの関係である。両者の出会いの場面において、古事記ではスサノヲノミコトがアシナヅチらに対していきなり名を問い、次に泣いている理由を問うている。現代の我々からすれば不自然にも見える展開であるが、日本書紀神代下第九段一書第一の皇孫降臨の条においてアマノウズメとサルタヒコノオホカミが対峙する場面にも見えるように、上代においては名乗りというものは、先に下位の者から上位の者に対して行うのが通例であった。すなわちここからは、古事記が両者の間に明確な上下関係を設けていることが理解される。古事記のスサノヲノミコトは、高天原と関わる神、天つ神として登場しており、一方アシナヅチは山の神の子、すなわち地上世界の神である国つ神として位置づけられている。古事記では天つ神と国つ神の間には上下関係が見られるが、ここにもそれが反映されているのである。初対面の相手に対して上からものを言うスサノヲノミコトの態度をどのように扱うか、スサノヲノミコト像の造型の点からも、子どもたちに向けて再話する場合には工夫が必要だろう。

三つ目は、スサノヲノミコトがヤマタノヲロチを切り伏せる場面をどの程度描写するかという問題である。ヤマタノヲロチ退治神話といえ、一般的には、恐ろしい怪物を知恵と勇気で倒す英雄の物語という印象がもたれやすいのではないかと考えるが、古事記ではこの部分は「爾速須佐之男命拔其所御佩之十

拳劍、切散其蛇者、肥川変血而流。」とあるのみである。英雄の物語として印象を強めるのならば、この部分を詳述することも考えられるが、その際には再話者による創作的な工夫が必要になる。また、他の場面とのバランスを考える必要もあろう。

最後に、大蛇の尾から出てきた剣の扱いである。これは三種の神器の一つ、草薙剣であるが、古事記ではアマテラスオホミカミにスサノヲノミコトが献上したことになっているが、その理由については「思異物而」、つまり不思議に思ってと述べるに留まっている。スサノヲノミコトがアマテラスオホミカミに神宝を献上するというのをどう捉え表現するか、これは1番目の問題、すなわち前段との繋がりをどの程度取り入れるということとも関わることであるが、子どもたちが納得できる形でまとめる工夫が必要となるだろう。

以上、ヤマタノヲロチ退治神話を再話する場合に問題となる主な点を四つ挙げたが、次節では、これらの問題にきさか版がどのように対応しているかについて、原典の古事記ならびに、分析の結果上記の問題点を見いだすこととなった再話作品（赤羽末吉・舟崎克彦による『やまたのおろち』、以下、赤羽・舟崎版と称する。西野綾子による再話の『ヤマタノオロチ』、以下、西野版と称する。）との比較を通してみていくこととする。

Ⅲ 前段との繋がりと草薙剣の扱いについて

初めに、前段の神話との繋がりをどうするかについて。この問題は、四つ目の、草薙剣の扱いとも関わるため、まとめて考えていくこととする。

きさか版では次のようにして物語が始まっている。「天の、たかまのはらをおわれたスサノヲノミコトは、下界の、いずものくにのとりかみという土地に、やってきました。そ

こには、ひの川がながれていました。」

ここからわかるのは、スサノオノミコトが天を追われて出雲にやってきたということだけである。追われた事情の詳細については全くふれられていない。このような始まり方は、かつて調査した市販の再話作品とは異なっている。たとえば、赤羽・舟崎版では、高天の原でさんざん乱暴を働いた咎で追放されたことが最初に述べられている。ただし、そのような結果に陥ったことについてスサノヲ自身がどう考えていたかについては、物語の冒頭では触れられていない。一方、西野版では、高天原でわるさを働いたため追放されたことを後悔しながらスサノオが地上をさまよっている場面から物語が始まっている。

「須佐之男の命といえは 神々の国一高天原にきこえた あらくれものだ」という始まりになっている赤羽・舟崎版と、意気消沈するスサノオの心理描写を丁寧に綴る西野版とでは、スサノオ像に大きな違いがあるが、前段との繋がりを意識した始まりになっている点では共通していると言える。

これに対してきさか版は、前段との繋がりに筆を割かない。そのことにより、前段の神話に気を取られることなくヤマタノオロチ退治神話の物語への関心が引き出されやすい始まり方になっていると言えるだろう。

さらに、以上のような各再話作品における前段との繋がりの意識の仕方の違いは、物語の最後での草薙剣の扱い方の違いと関わっていると考える。すでに述べたように古事記ではこの剣はアマテラスオホミカミに献上されているのだが、きさか版ではそのようになっていない。

とちゅう、つるぎのはがかけました。ふしぎにおもっておを切りさいてみると、中に、みごとなつるぎが入っていました。

こうして、ぶじ、オロチたいじがすむと、ミコトはむすめをくしからもどしまし

た。

スサノオノミコトとクシナダヒメは、けっこんをしてすむところを、あちこちさがしました。

上のように、剣の処置に関する言及がないが、これには、物語の始まり方と深い関わりがあると考ええる。冒頭、高天原での詳細なきさつには触れずにおきながら、剣の献上をすることにしては、一貫性が欠けることになるからである。結果、完結性の高い独立した物語として楽しめる作りが顕著な作品になっていると考える。

これに対して、追放につながった高天の原での行状をどのように自己評価したかについて物語冒頭では語っていない赤羽・舟崎版では、「命はその剣を、わびのしるしに天照大御神にさしあげることにした。」となっている。「高天原にきこえたあらくれもの」として登場し、その後大蛇をも倒したスサノオの、しおらしい、すなわち人間的な面がさりげなく読者に伝わる作りとなっていると言えよう。また、作品の冒頭でスサノオが高天原での乱暴を反省しつつ登場している西野版では、「このりっぱなつるぎは、じぶんがもっているよりも、天の国の 高天原にいる

お姉さんのアマテラスに さしあげたほうがいい」ということで献上がなされている。剣の所有者としての格を備えているのは自分ではなく姉の方であると判断したことを通して、冒頭で示されていたスサノオの反省の気持ちの本物であったことが読者に伝わる作りとなっていると言えるだろう。

以上のように、前段との繋がりを示す物語の冒頭部と、物語の結末部分にある草薙剣の扱い方に関しては、三作品各々独自性を認めることができるが、同時に、個々の作品内ではこれらがそれぞれ対応していることが確認できる。ただし、前段との繋がりと草薙剣の扱い方が対応していることが作品の作りにも

たらしめている影響は、赤羽・舟崎版ならびに西野版と、きさか版とは異なっていると考え。赤羽・舟崎版ならびに西野版では、上記の対応によりスサノオ像にまとまりがもたらされていると考える。出雲に来る前の、高天原で罪を犯したスサノオ像と、出雲で怪物オロチを倒した英雄のスサノオ像がうまく融合されており矛盾を感じさせるところがない。これに対してきさか版は、そもそも出雲でのオロチ退治以前の物語に注意が向きにくい作りになっている。前段との繋がりそのものを薄め、草薙剣の献上の下りを取り入れないことにより、作品単独での完結性の高い再話作品となっている点に特徴を見出すことができるものとする。

Ⅳ スサノオノミコトとアシナヅチらの関係について

次に、スサノオノミコトとアシナヅチらの関係について見ていく。きさか版では、川上の立派な屋敷の前で泣いているアシナヅチ夫婦とクシナダヒメを見たときに、このように言っている。

「どうして泣いているのですか。」

これに対してアシナヅチは、自分がオオヤマツミノカミの子であることと自分の名前、そして、ヤマタノオロチに娘が食べられてしまうことを語る。一方古事記ではまず名を問い、それにアシナヅチが答えた後に泣いている理由を問うている。そのようになっている理由についてはⅡに既に述べたが、現代人の我々の感覚では、何か困ることがあって泣いているであろう人に対しては、事情を先に尋ねる方が自然で、いきなり名前を聞くことは一般的にはまずしないであろう。きさか版はそのあたりを踏まえて読者が戸惑わないよう配慮していると考え。

さらにその先を見てみる。きさか版では、アシナヅチの事情説明を受けて、ヤマタノオロチとはどのような怪物なのかを尋ねている。そして、アシナヅチの答えを聞いた後は次のようになっている。

スサノオノミコトはむしゃぶるいをしました。

「わたしが、そのオロチをたいじしてあげましょう。もし、みごとたいじできたら、むすめさんをよめにしたい。」

「そういうあなたさまは、どなたでございますか？」

「わたしはアマテラスオオミカミの弟、スサノオノミコトです。天の、たかまのはらからおりてきたばかりです。」

「さようございましたか。たすかるなら、むすめもよろこんで、あなたのよめになることでしょう。」

武者震いという表現によりスサノオノミコトにとってヤマタノオロチ退治がたやすいことではないことを伝えていることも含めて、自然な展開である。一方古事記では、ヤマタノヲロチの姿についてのアシナヅチの説明の後すぐに、スサノヲノミコトが「是汝之女者奉於吾哉」、おまへの娘を私に差し出さないかと持ちかけている。退治云々についての言及はないが、古事記編纂当時は、あえて語らずとも退治することは了解事項として認識されていたのだろう。

一方、西野版でもきさか版同様、スサノオはアシナヅチらが泣いている事情を真っ先に尋ねている。そして、オロチ退治を申し入れ、そのあとで「ところで、おまへのむすめの、クシナダヒメを、わしのつまに出来ないか」と伝えている。読者が違和感を抱きにくい展開になっている点において、きさか版と西野版には共通点が認められる。

他方、赤羽・舟崎版は、古事記に近いやり

とりになっている。スサノオノミコトがまずアシナヅチの名を問い、次に事情を問うている。けれどもその後では、「その、おろちとやらは、どのようなものだ」とスサノオノミコトが尋ねる際に身をのりだして問うたことが描かれている。退治に向けての意欲が言外に伝わる。そして、おびえた様子でオロチのことを話すアシナヅチに対して「ここなる姫をわしの妻にくれるのならば、おろちをたいじしてつかわそう」と申し出ている。退治をすることがはっきりと言及されている。絵本の折り込み付録によれば、赤羽・舟崎版は原典である古事記の主旨から逸脱しないよう再話することをコンセプトにしているが、このくだりに関してはわかりやすさへの配慮も必要という判断が働いたものと推測する。

なお、きさか版はスサノオノミコトのアシナヅチらに対する言葉に敬体を用いている。さらに、スサノオノミコトが素性を明かした場面でも、アシナヅチは驚いたり平伏したりすることなく「さようでございましたか。」と受け止めるに留まっている。これらは、西野版や赤羽・舟崎版には無い特徴である。

以上、スサノオノミコトとアシナヅチらの関係についてみてきたが、現代の読者に配慮しつつも最も古事記に近い形で再話している赤羽・舟崎版、現代の読者が違和感を抱かない程度に上下関係を設けている西野版に対し、きさか版は、天つ神と国つ神をよりフラットな関係で描いている点を特徴として指摘できると考えるものである。

V ヤマタノヲロチ退治の場面について

最後に、ヤマタノヲロチの描写とその退治の場面の描き方についてみていく。きさか版では、アシナヅチはヤマタノオロチについてこのように話す。「身体は一つ。頭としっぽは八つ。目は、ほおずきのように赤く、せなかはこけだらけで、ひのきや、すぎの木が生

えています。長さは八つの谷と、八つの山にまたがるほどです。」

内容の点ではほぼ古事記と同じだが、「見其腹者悉常血爛也」、腹はいつも血がにじんでいてしたたり落ちているというややグロテスクな部分が原典にはあるが、それは省かれている。また、オロチ登場の場面の描き方も詳しくはなく、「聞きしにまさるおそろしいオロチが、体をくねらせてあらわれました」となっている。さらに、退治の場面は次のようになっている。

ミコトはこしのつるぎをぬくと、八つの頭をすばんすばんと切りおとしました。ふき出るちは、ひの川をみるみるそめていきます。

ミコトは、のたうつオロチの八つのしっぽも切りはじめました。

このあとは、尾から剣が出てくることが語られている。総じて簡単な描写にとどめている。

古事記では、ヤマタノヲロチ登場場面ではただ来たことについて言及しているのみである。また退治の場面は、十拳の剣を抜いてヲロチをずたずたに切りさき、その血で肥川の水が赤く染まったことを言うばかりである。

きさか版は、オロチの描写については古事記よりもあっさりと、そしてオロチ登場や退治の場面では古事記に近い形で簡潔に表現している。

これに対して西野版は、オロチの様子は内容的に古事記に近い描かれ方になっているものの、オロチ登場の場面では古事記にはない恐ろしい様子に多く筆を割いている。退治の場面でも、オロチの抵抗の様子や、その抵抗も泥酔のために甲斐がないことなどについての言及がある。退治の場面については、スサノオの知恵が怪物に勝利する様子を印象づける演出が施されていると言えよう。

赤羽・舟崎版も、オロチの様子は古事記に近い形で描いているが、オロチ登場の場面には、「地なりがうしおのようにせめぎよせると、谷がきしみ、尾根がおたけびをあげる。」など、古事記にない風景描写が見られる。けれども、退治の場面は古事記のものに近く、体も切りさいたことへ言及が加わっている程度である。

ヤマタノヲロチ退治の場面における各作品の描写の違いは以上のようなものであるが、西野版と赤羽・舟崎版については、英雄の物語としての演出に力を注いでいる前者、おろちの恐ろしさの描写に工夫の見られる後者とまとめることができると考える。描写の力点の置かれ方に違いはあるものの、両者いずれにも、ヤマタノオロチの恐ろしさに言及することにより総体的にスサノオの勇猛さを浮かび上がらせるという工夫を見て取ることができる。それに対して、きさか版は、オロチの恐ろしげな描写や戦いの場面には筆を割いておらず、結果として、スサノオの英雄としてのイメージを強く印象づけることにはなっていないという特徴があることが指摘できよう。

VI 結論

きさか版について、四つの点から古事記や他の再話作品と比較してみたが、次のような特徴が指摘できると考える。

物語としての完結性が高く、前段(たかまのはらでの乱行)との繋がりに極力触れない書き出しになっている。そのため、物語の終わりの部分の、草薙剣のアマテラスオオミカミへの献上の下りはあつかわれていない。また、たかまのはらから降りてきたスサノオノミコトと、地上世界の神であるアシナヅチとの間に明確な階層差を設けていない。さらに、グロテスクな描写を省いたり、オロチ退治の場面の描き方をあっさり描くにとどめている。

古事記に対する知識がなくても戸惑わない

ような完結性の高さや、幼い子どもたちでも受け入れやすい人間関係等が認められる一方で、古事記原文の簡潔性を適宜生かしつつ過剰に刺激的な描写にならないよう配慮している。きさか版の再話姿勢には、上記のような特徴を認めるものである。

注

- 1) 原田留美. 伝統的な言語文化の再話作品の諸相—小学校国語科教材「いなばのしろうさぎ」の場合—. 新潟青陵学会誌. 2011; 4(1):13-23.
- 2) 原田留美. 神話と児童文学—スサノオのヤマタノヲロチ退治神話について—. 精華女子短期大学紀要. 1999; 25:87-102.

原田留美. 神話と児童文学その2—スサノオのヤマタノヲロチ退治神話について—. 精華女子短期大学紀要. 2000; 26:59-80.

上記二論文では、調査当時一般に流通していた以下の絵本並びに紙芝居の計4作品を考察対象とした。

赤羽末吉絵、舟崎克彦文『やまたのおろち』あかね書房 1997年。これは1983年にトモ企画から出版された絵本の復刻版である。なお、あかね書房版の折込付録によれば、トモ企画版の段階から、赤羽氏が中心になる形でこの絵本の企画が進んだということである。あかね書房版は2014年時点でも購入可能。

西野綾子文、西村郁雄絵『ヤマタノオロチ』ひくまの出版 1989年。なお、この書籍は2013年時点では市販されていたが、出版社倒産のため現在は入手困難である。

羽仁進文、赤羽末吉絵『やまたのおろち』岩崎書店 1967年。2014年時点でも購入可能。

川崎大治脚本、田島征彦絵『やまたのおろち』童心社 1990年。これは紙芝居作品。2014年時点では市販されていない。

Webcat Plus (<http://webcatplus.nii.ac.jp/>) で確認した限りにおいては、2014年11月

時点で市販されているヤマタノヲロチ退治神話のみを再話した幼児向け絵本は、いわゆるアニメ絵本を除くと赤羽・舟崎版と羽仁版以外には見当たらない。

なお、上記4点の作品のうち、羽仁進によるものは創作的部分が大きく、古事記の神話の再話作品とは評価しがたい。また、紙芝居のものは、スサノオを初めとする登場人物の固有名詞を一切使用せず、ある若者とおろちとの戦いの場面に多くの筆を割いている。意図的に古事記の神話とは距離を取った作品であり、これも古事記の再話作品とは言いがたい。Ⅱの最後で述べたように、本稿では、主として赤羽・舟崎版と西野版をきさか版との比較に用いるが、羽仁版ならびに紙芝居を用いなかったのは上記のような作品事情による。

赤羽・舟崎版ならびに西野版のテキスト比較表は、2)の二論文の巻末に資料として掲載している。必要に応じて参照されたい。

- 3) 皇孫、アマツヒコヒコホノニギノミコトが地上世界に降り立った折、行く手にある神が立つ。アマノウズメが使者として出向き、その神から名(サルタヒコノオホカミ)を聞き出すことに成功する。サルタヒコノオホカミは、皇孫降臨の先導役を務めることとなる、というくだりがある。

参考文献一覧

- みんなと学ぶ小学校こくご二年上. 東京: 学校図書; 2011.
- 赤羽末吉・舟崎克彦. やまたのおろち. 東京: あかね書房; 1997.
- 西野綾子・西村郁雄. ヤマタノオロチ. 静岡: ひくまの出版; 1986.
- 羽仁進・赤羽末吉. やまたのおろち. 東京: 岩崎書店; 1967.
- 川崎大治・田島征彦. やまたのおろち. 東京: 童心社; 1990.
- 原田留美. 日本の神話を補助教材としての扱う場合の問題点について—「いなばのしろさぎ」

- の場合—. 新潟青陵学会誌. 2010; 3(1): 21-31.
- 原田留美. 伝統的な言語文化の再話作品の諸相—小学校国語科教材「いなばのしろさぎ」の場合—. 新潟青陵学会誌. 2011; 4(1): 13-23.
- 原田留美. 神話と児童文学—スサノヲのヤマタノヲロチ退治神話について—. 精華女子短期大学紀要. 1999; 25: 87-102.
- 原田留美. 神話と児童文学その2—スサノヲのヤマタノヲロチ退治神話について—. 精華女子短期大学紀要. 2000; 26: 59-80.
- 松村武雄. 日本神話の研究第3巻. 東京: 培風館; 1983.
- 神田典城. 日本神話論考. 東京: 笠間書院; 1992.
- 大林太良・吉田敦彦監修. 日本神話事典. 東京: 大和書房; 1997.
- 山口佳紀・神野志隆光. 古事記. 東京: 小学館; 1997.
- 青木和夫ほか3名. 古事記. 東京: 岩波書店; 1982.
- 小島憲之ほか4名. 日本書紀1. 東京: 小学館; 1994.

原発避難母子の生活状況に関する一考察

三 浦 修

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

A Study of the Life Situation of the Evacuees of Mother and Child from the Fukushima Nuclear Accident

Osamu Miura

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

キーワード

東日本大震災、原発事故、避難母子、生活状況

Key words

Great East Japan Earthquake, Fukushima nuclear accident, evacuees of mother and child, life situation

I 研究目的・背景

東日本大震災の発生から3年7か月が過ぎたが、東京電力福島第1原発事故の収束は見えず、多くの被災者は先行きが見通せない状況に置かれている。特に、故郷を離れ県外で避難生活が続ける人は、福島県の約4万6千人を中心に5万4千人にも上る¹⁾（平成26年10月現在）。新潟県には4196人の避難している方がいる²⁾（平成26年10月現在）。新潟日報社説³⁾（平成26年4月15日）では、新潟県が発表した調査結果を受け、「今後の生活拠点」について、今も『未定』の世帯が36%を占めたことについて問題提起し、特に、子どもの健康を考え「自主避難」している家庭がより深刻な状況を余儀なくされており、夫を福島に残し母親と子どもが避難しているケースが多くこと、二重生活で費用負担も大きいなど、心理的、経済的負担が増大していると指摘している。

こうした状況に問題意識を置き、東日本大震災の県外避難者を対象とした先行研究としては、地域福祉の視点から考察した加山の論考がある。加山は、⁴⁾「避難先への『定着』と

地元への『帰還』という可能性の間で厳しい判断を迫られている」と県外避難者の見通しが立てられない状況から、「①地元との関係維持、②避難先での同郷のつながり、③避難先の近隣住民やコミュニティとの関係づくり、④（帰還の場合）帰還先でのコミュニティの再生、という各フェーズを想定し、福祉ニーズ抽出・充足とそれぞれの推進を図る必要がある」ことを強調している。また、山形県に自主避難している母子の問題を考察した山根は、⁵⁾「自主避難者は「被災者」としての支援を受けておらず、そのためさまざまな不安から生活のリスクにさらされている」と指摘している。これら先行研究からも明らかのように、避難生活に伴う県外避難者の心理社会的問題やそれらに対応する福祉的支援のあり方を検討することは喫緊の課題である。

そこで、本研究では、県内避難者のなかでも、二重生活を強いられている母子避難者は特に福祉的支援の必要性が高いのではないかと考え、具体的な避難生活に伴う生活上の問題や感情、状況等を把握し、それらに対応した福祉的支援のあり方を検討していく上で活用できる基礎資料として示すことを目的とした。

Ⅱ 研究方法

1. 調査対象

A市社会福祉協議会及びB地区自治会長から福島県から自主避難している母子世帯を紹介してもらい、筆者が個別に研究への協力を依頼した。研究協力への同意が得られた3名の母親を対象とした。

2. 調査時期

平成26年9月。

3. データの収集

調査対象者が居住する地域のコミュニティセンター等のプライバシーが確保できる個室を提供してもらい、概ね90分のインタビューを実施した。発言内容は許可を得て録音し、録音内容を逐語録におこしデータを質的に分析した。

また、母子避難者に関連する報告書等や手記⁶⁾等の文献・資料からデータの補足を図った。

4. 分析と記述

逐語録を繰り返し読み込み、調査対象者が避難生活についてどのように語り、受け止め、対応しているのかに留意しながら、意味のまとまりごとにコード名をつけた。情報やアイデア、感じたことなどをメモしながら洞察を深めた。共通するコードを統合してカテゴリー化し、カテゴリー間の関係を検討しながらカテゴリーを統合して中核カテゴリーを見出した。以下、分析結果は、中核カテゴリーは【】、カテゴリーは《》で示して記述するとともに表にまとめた。

5. 倫理面への配慮

インタビュー調査対象者に対し、研究目的、方法、得られたデータの匿名性等のプライバシーの保持と厳重管理、研究参加の自由意志等について、研究協力に対する心情的拘束に十分配慮しながら書面と口頭で説明し、研究協力の同意書に署名を得た。得られたデータは研究以外の目的に使用しないこと、途中でも辞退可能であることを約束した。ま

た、分析結果の公表についての許可を得た。なお、本研究は、新潟青陵大学倫理審査委員会の審査を受け、許可を得て実施した。

Ⅲ 結果

東日本大震災及び福島第一原発事故発生からこれまでの避難生活における母親の語りを分析した結果、中核カテゴリーは、【自主避難している母子を取り巻く社会的状況】であり、《自主避難が子どもに与えた影響》《避難生活が家族関係に及ぼした影響》《避難先コミュニティにおける配慮が与えた影響》《自主避難者に対する制度による支援の不備》の4カテゴリーが抽出された(表1)。

《自主避難が子どもに与えた影響》

このカテゴリーは、母親が捉えた避難先(転校先)の学校場面における子どもの様子に関する要素から構成された。「教科書がまったく違う」「向こう(福島)でやってる内容はこっち(新潟)ではまだやってないけど、向こうでやっていないのはこっちで終わってるからまったくわからない」と子どもは「泣きながら」話し、「(福島へ)帰りたい、帰りたい」と言うようになった。また、「(福島では)まだ習ってない」ことを担任の先生に伝えるが、「恥ずかしい思い」をさせないように「(家では)すごい叩き込んでやっと同じレベルまであげた」「子どもはここ(新潟)に来てから大変だったと思う」のように避難元と避難先では学習の進捗状況等学習状況が異なり子どもにとっては過度な負担となっていた。また、「『やっぱりお父さんがいないとな…』と言われるのを怖れて」「勉強できないのはお父さんがいないから」と言われることが嫌で子どもは「やんなきゃみたいな感じ」で過ごしていて「すごいプレッシャー」になっていた。また、「いじめというほどではないみたい」だが「(毎年3.11になると)『福島、福島』とクラスメイ

トに言われてるみたい」「『なんで牛乳飲まないんだ』とからかわれる」のように「特別扱いされる」ことが子どもにとって「居ずらさ」の原因になっていた。このような避難先での辛い体験を子どもは、「（避難元の）友達と手紙でやりとり」する中で気持ちの安定を図ってきたが、「年賀状書いても来なくなったり」と徐々に友人関係が希薄になってきていた。このように子どもへの影響は、学習上でも心理面でも大きな負担となっており、学校現場では、「たまたま〇〇小学校は避難の子が多かった」ことから「先生たちも理解があって」「津波の映像出しますけど（子どもに）見せても良いですかと確認を必ずとってくれた」「何かあったらすぐに聞いてください」という学校側の特別な配慮があった。

（放射能による）子どもの健康面への影響について、「『美味しんぼ』で話題になったが」「鼻血出した人なんかいない」みたいなことを言われていたが、「みんな（新潟に自主避難している他の母親）、うちの子も本当に通常の鼻血とは違って止まらない鼻血でバスタオルが濡れる」ほどの量の鼻血が確認されていたが、「病院に行っても『いや、それはもうストレスですから』とかなんとか言われる」程度の対応しかしてもらえず、母親たちは不安を感じていた。

《避難生活が家族関係に及ぼした影響》

このカテゴリーは、夫が避難元である福島県と避難先である新潟県を行ったり来たりを繰り返す、いわゆる二重生活による子ども、家族関係、避難元の親との関係に関する要素から構成された。「普通だったら（二重生活でなければ）学校で何かあったことをお父さんに言ったらほめられる」など「親としての普通の対応」ができなくなった。「メールや電話」でしか子どもと接することができなく、「子どもとしては撫でてほしかった」「主人と離れて暮らすようになって下の子が

主人が帰るときに追いかけて行って、泣きじゃくるようになった」のように親子のコミュニケーションにおいて影響が出ていた。そして、こうした状況を何とか解消しようと、「平日の月曜から木曜はもう残業をずっとして」「雪で高速が止まろうが下道で週末には新潟に来てくれて、日曜日の夜中に帰っていく」ような生活が続いたことで身体的にも疲労が蓄積するとともに「やっぱりお金の面ではとても大変だった」「仕事も辞めてこっち（新潟）に来た」「今、仕事はさせてもらっているが収入はがくっと下がった」のように二重生活における経済的負担の増大もあった。また、「福島の家（持ち家）のこと」や「主人は長男で主人の両親のことも心配して」「主人は避難に絶対反対だった」が「子どもの将来を考えるとここ（福島）には絶対いられないと考えた」のように二重生活に対する夫婦間での考え方の違いがあった。さらに、「親も（福島に）おいてきてしまい」「私と主人は長男長女なので必然的に親をみるつもりでいた」が自主避難を選択したことにより、親類から「避難できてよかったね」など「嫌味っぽく」言われるようになり、「（福島に一時帰宅したとき）親戚には会いづらくなった」のように二重生活が親や親類との関係性の悪化に影響を及ぼしていた。

《避難先コミュニティにおける配慮が及ぼした影響》

このカテゴリーは、避難先での地域住民との関わりなどに関する要素から構成された。「しゃべれば福島弁が出るので、最小限の言葉だけであまりしゃべらないようにしていた」や「幼稚園のお母さんたちに『福島弁バリバリ出ていますよね』って言われて」からは「（福島からの）避難者であることを知られたくないと思いながら過ごすようになった」のように避難先コミュニティにおいて「肩身が狭い」を思いをしながら日常生活を

送るようになっていた。一方、「（避難者が）孤立しないようにと（地域住民が）集まる交流する場をつくってくれる」「（避難者だから）町内会費は払わなくて良かったり」「町内会の行事に特別招待される」など避難先コミュニティにおける特別な配慮が母親たちにとっては負担になっており、「転勤族と同じ扱いで接してほしい」や「町内会費払うんで避難って言わないでほしい」と感じていた。こうした地域コミュニティにおける特別な配慮が過度の負担感となり、「福島に帰ったほうがいいかな」と避難先での生活しにくさにつながっていた。さらに、「（同じ自主

避難者で）おとなりさんとの関係が悪くて、『お宅の戸を閉める音がうるさくてだめだ』と言いがかりをつけられて」引っ越さざるを得なくなるなど、同じ自主避難者で避難先によってはコミュニティに溶け込めない事例も確認された。

《自主避難者に対する制度による支援の不備》

このカテゴリーは、自主避難に対する支援制度の少なさや利用しにくさに関する要素から構成された。「母子避難で、何を支援するって住宅だけなんです」や「借り上げ住宅の支援だけで、その他の支援って特に受けてはいない」など自主避難者に対する公的支援

表 1 原発避難母子の生活状況

状況	【中核カテゴリー】	《カテゴリー》	＜サブカテゴリー＞
	【自主避難母子を取り巻く社会的状況】	《自主避難が子どもに与えた影響》	＜避難元と避難先では学習状況が異なり子どもにとって過度な負担となっていた＞
			＜避難者であることが子どもにとってプレッシャーとなっていた＞
			＜転校先では居づらさを感じていた＞
			＜避難元での友人関係が希薄になっていた＞
			＜転校先では特別な配慮を受けていた＞
			＜健康面への影響＞
		《避難生活が家族関係に及ぼした影響》	＜二重生活によって子どもの精神的安定に影響を及ぼしていた＞
			＜二重生活による夫の負担が家族関係に影響を及ぼしていた＞
			＜夫婦間で考え方に相違があった＞
			＜避難元に残してきた親との関係を心配していた＞
		《避難先コミュニティにおける配慮が及ぼした影響》	＜日常生活場面では避難者であることを知られたくないと思いながら過ごしていた＞
			＜町内会などでの特別扱いが心理的な負担になっていた＞
			＜同じ自主避難者で避難先によっては偏見がありコミュニティに溶け込めない人もいた＞
		《自主避難者に対する制度による支援の不備》	＜借り上げ住宅などの期限問題などにより今後の見通しが立てられない状況にあった＞
			＜転校先で受ける制度による支援が機能していなかった＞
			＜避難先での就労支援制度が利用しにくかった＞
			＜避難者支援団体の役割や機能が徐々に変化していた＞

は少ない上に「県の管轄じゃなくて雇用促進住宅なのでまた管轄が違うので借り上げ住宅にはならないって言われていて、国が終わりますって言えば私は終わり」「借り上げ住宅の制度がなくなるとき本当に考えなくちゃいけない」「再来年の3月までいいけど、それ以降はまだ未定で、そうすると今度は子どもが成長しているから、ここを出たくないということになるし」など借り上げ住宅制度の期限問題などにより今後の生活に見通しが立てられない状況をつくっていた。また、「定期的に福島からの派遣教員の先生がお話会にくるという避難している子どもの心のケアみたいな制度がある」が「（周りのクラスメイトから）なんであの子、呼ばれていくの？みたいな目で見られて、やっぱり学年が上がるに連れて周りの目が気になり、子どもはそれに参加するのが嫌だった」のように転校先で受ける特別な配慮が子どもたちにとって逆機能をもたらしていた。さらに、母親への就労支援では、「当初は避難者が優先的に働ける雇用があったが、だんだん減ってきた」や就職相談窓口では「履歴書に福島県の学校を書くと『いつ（福島に）帰るの？』と聞かれたり」「どうせ長く勤められないんでしょ、みたいな感じで対応されて」就職に結びつかなかったなどの事例が確認された。また、避難者支援団体については、「避難当初は、頼れる場所が唯一そこだけだった」「福島弁で愚痴を言える場はそこしかなかった」が「3年経てばもう自分たちの生活があったり」「グループ化があってなかなか間に入れない」こともあって避難者交流団体の活動に参加する避難者が少なくなってきたおり、「今、〇〇を利用している方は未就園児とかこちらに来て出産された方とかがときどき場所を借りる感じで利用している」のように避難者支援団体の役割や機能に変化していることが確認できた。

IV 考察

今回の調査結果から、福島県からの自主避難者であり二重生活を余儀なくされている母子においては、震災から3年が経過した今もなお、日常生活上の不都合を抱えていることが確認できた。さらに、こうした自主避難者に対する支援の不備不足により、今後の生活における見通しが立てられず、「新潟での定住」か「福島への帰還」かの判断において迷いが生じている家庭が多いこともわかった。新潟県が行った「県内避難者に対するアンケート調査」⁷⁾ (2014) では、今後の生活拠点について、今も「未定」の世帯が36%であったとし、「帰る決断も、帰らない決断も苦しい」避難者の心中が報告されている。今回の調査結果からも、「子どもが成長して自立するまでは新潟にいる」と決断したが「期限がきたらでなくちゃいけない」ので「その時までには何とか生活の基盤を整える」ことが必要だとの声が聞かれ、「住宅の確保」と「経済的負担の軽減」を図っていくことが最優先事項となっていることを確認できた。借り上げ住宅の期限が過ぎれば、それ以降は家賃も自己負担となってくることとなるため、ますます経済的負担が大きくなるのしかかり、「借り上げ住宅の期限を避難の限界」ととらえている避難者が多いのが現状である。

生活にかかわる経済的負担については、今回の調査結果からも、二重生活の世帯において負担が大きいことが確認できた。避難区域からの避難者に対しては、賠償として精神的損害への賠償（毎月10万円）と避難先から帰宅のための費用が支払われているが、区域外の避難者の賠償は、妊婦と18歳以下の子どもへの賠償額一人40万円に対し、20万円上乗せした60万円が支給されたのみとなっており、「平等な支援がほしい」のように自主避難者の生活に対する金銭的な補償制度はなく、現行の災害救助法の中での期限付きの借り上げ

住宅制度だけでは、避難継続を望めない状況をつくり出している。「住宅の確保」や「経済的負担」については、避難先の自治体や民間支援者による支援には限界があることから国による支援が不可欠であり、国は、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援に関する施策を基本とする事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした「原発事故子ども・被災者支援法」（2012年6月）を成立させた。この法の対象は、自主避難者も含まれており、借り上げ住宅の延長、福島と避難先の間の交通費の補助なども含めていくことで自主避難者は被災者としての適切な支援を受けることができるような体制整備が図り、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を定めている（平成25年10月）。しかし、実際には、既存の施策を適用するだけにとどまっているのが実情であり、避難者に対する実質的な施策とはなっておらず、「（法律はできたが）わたしたちの生活はあまり変わらない」のように具体的な運用面での不具合が課題となっている。

V 結論・課題

自主避難における母子は、「二重生活による経済的負担」が大きく取り上げられることが多いが、その他にも避難先での生活を送る中で多くの心理社会的な問題があることが確認できた。特に、母子避難の母親は、避難生活が及ぼす「子どもへの影響」、「避難者というレッテル」、「今後の生活に見通しが立てられないこと」に不安を抱え悩んでいたが、こうした母子避難世帯の生活問題の解決・解消に向けた支援が不足していることがわかったため、生活支援を志向する社会福祉（ソーシャルワーク援助）の必要性を見出す

ことができたとともに、自主避難者に対する支援の拡充に向けたソーシャルアクションの必要性を指摘できた。

今回は母子避難世帯の「状況」を分析対象としたが、今後の課題として、避難生活における「思いや感情面」を対象として分析をすすめることで母子避難世帯における心理社会的側面からのアセスメントをすすめていくことがあげられる。そのため、さらに当事者等への聞き取り調査を促進していくとともに協働しながら福祉的支援のあり方を検討するワークショップ等を行っていくこととする。こうした取り組みを通じて、母子避難世帯の生活問題に対応できる社会資源の開発につなげていきたい。

謝辞

ご多忙の中、調査にご協力くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。

なお、本研究は、平成26年度新潟青陵大学共同研究費の助成を受けて行った研究成果の一部である。

引用文献

- 1) 復興庁. 被災者支援「全国の避難者等の数（所在都道府県別・所在施設別の数）」．＜http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20141031_hinansha.pdf>. 2014.11.29確認.
- 2) 県内避難者4196人に減少. 新潟日報. 2014.10.4. 朝刊.
- 3) 社説 県内避難者 帰還と定住両面で支援を. 新潟日報. 2014.4.15. 朝刊.
- 4) 加山弾. 東日本大震災の県外避難者に対する福祉的支援－東京都における避難者支援事業に関する考察－. 東洋大学大学院紀要49号. 2012; 241-262.
- 5) 山根純佳. 原発事故による「母子避難」問題

とその支援－山形県における避難者調査データから－. 山形大学人文学部研究年報第10号. 2013:37-51.

6) 森松明希子. 母子避難、心の軌跡 家族で訴訟を決意するまで. 京都:かもがわ出版:2013.

7) 新潟県. 新潟県へ避難された方への情報「避難生活の状況に関する調査結果について」.

<<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/1356780023150.html>>. 2014.11.29確認.

8) 復興庁. 被災者支援「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」. <<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20131011honbun.pdf>>. 2014.11.25確認.

平成26年度新潟青陵学会臨時総会 議事録

日 時 平成26年11月8日（土）

12：00～12：25

場 所 新潟青陵大学 5号館 5301大講義室

総会成立要件：学会員57名；学会員総数112名
学会員出席：35名 委任状：28名 計63名

- 1 開会：総合司会 原田留美福祉心理学科教授
- 2 会長挨拶 諫山正学長
- 3 議長選出 渡辺優子福祉心理学科准教授が選出された。

4 審議事項

第一号議案 平成25年度収支決算

本年度の予算は3月の定例議会で成立しているが、前年度（平成25年度）の決算については例年この臨時総会で行うことになっている。

平川総務担当理事（福祉心理学科教授）より資料にそって報告があった。

この報告に対し、真壁会計監査委員より、5月28日に監査をした結果、正確に行われていることを確認したと報告があった。

これらの報告に対し、学会員からの質問と意見はなく承認された。

第8回新潟青陵学会学術集会会長

鈴木代表理事（看護学科教授）より第8回新潟青陵学会学術集会は学部分離後にはじめて開催される学術集会であること、福祉心理学部の森扶由彦教授が推薦されたと報告があった。

この報告に対し、学会員からの質問と意見はなく承認された。

5 報告事項

平成26年度学会事業中間報告

新潟青陵学会誌：第7巻1号には11篇の応募があり9編が採用され、9月に発刊されたとの報告があった。また学会誌への投稿に文献記載整理ソフト（RefWorks）活用のご案内があった。（このソフトの説明は12月2日に予定している）

研究報告会：学内の研究面の交流を目的に本年度も開催を予定していること、自薦・他薦による研究報告会への参加のご案内があった。

その他 なし

6 議長退出

7 第8回新潟青陵学会学術集会会長挨拶

第8回新潟青陵学会学術集会会長森扶由彦教授欠席のため、平川総務担当理事（福祉心理学科長）が森扶由彦教授の挨拶文を代読した。

8 閉会

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

(発行の目的)

第1条 新潟青陵学会会員の執筆による論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

(発行の体裁)

第2条 発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

(掲載制限)

第3条 同一の号における掲載は、1人1編を原則とする。ただし、各号の全体の頁数が過大となる場合は、執筆者の承諾を得て2つ以上の号に分割掲載することがある。

(原稿の種類および内容)

第4条 原稿の種類は、総説、原著、研究報告および資料とし、それぞれの内容は、次の各号のとおりとする。

- 一、総説 特定のテーマについて、総合的に学問的状况を概説したり考察したりしたもの
- 二、原著 独創的な知見が論理的に導かれている学術論文
- 三、研究報告 研究結果の意義が大きく、当該研究分野の進展に寄与すると認められるもの(実践報告、事例報告、または、調査報告等を含む)
- 四、資料 前各号のいずれにも該当しないものの、資料的価値があると認められるもの

2 新潟青陵学会誌編集委員会(以下「編集委員会」という。)は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができる。

(投稿手続)

第5条 原稿は、次の各号により構成する。

- 一、英文要旨(資料をのぞく)
- 二、和文要旨(資料をのぞく)
- 三、本文(タイトル、注・引用文献および文献一覧を含む)
- 四、図、表および写真

2 前項第一号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続等は、投稿者において行う。

3 投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を角形2号封筒(投稿者の氏名を記載する。)に封入して、編集委員会において定める提出先に持参、または、郵送する。

- 一 カバーシート(様式1) 1部
- 二 原稿 2部
- 三 投稿論文チェックリスト(様式2) 1部

4 前項第二号に規定する原稿には、投稿者の氏名を記載しない。

(編集手続)

5 第4条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

第6条 編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

- 一、前条第2項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局に到着した日をもって受付日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても受け付けない。
- 二、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し査読を行って、その採否を決定し、正式に受理する。
- 三、編集委員会は、受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。
- 四、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等のデータを電磁的に記録したフロッピーディスク等を遅滞なく提出しなければならない。
- 五、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

(原稿の執筆)

第7条 原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

- 一、原稿は、和文または英文により、ワードプロセッサを用いて作成する。
- 二、原稿(図、表および写真を除く。)の形式は、すべてA4版の用紙に、横書きで印字するものとする。
- 三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。
注・引用文献および文献一覧の書式もこれに準ずる。
- 四、原稿の本文、図、表および写真を合計したA4版用紙の枚数は、11枚以内とする。
- 五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあっては360字、4分の1以上2分の1未満にあっては720字、2分の1以上1頁未満にあっては1440字で換算するものとする。
- 六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う(全角英数字。「__」は全角スペースを、「□」は文字を示す)。

I__□□□□□(章)

(1行アキ)

1. □□□□□(節)

1) □□□□□(項)

(1) □□□□

①__□□□□□

- 七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。

なお、図および写真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

- 八、図および写真は、直接に製版可能な明瞭かつ鮮明なもの(電磁的データによるものが望ましい。)とし、モノクロ製版を原則とする。カラー製版を希望する場合は、モノクロ製版とした場合の差額分は投稿者の負担とする。

- 九、注・引用文献および文献一覧の取扱いは、次の例による。

① 注・引用文献は、本文末尾に通し番号(算用数字)を付して一括する。

② 注・引用文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に、片括弧を伏した算用数字を記

入する。

- ③ 文献一覧は、原稿末尾に一括する。ただし、通し番号は付さない。
- ④ 注・引用文献および文献一覧における文献の表記は、原則として次の様式に従う。
雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年;巻(号):頁.
単行書 著者名. 書名. 頁. 発行所所在地:発行所名;西暦年.
訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地:発行所名;西暦年.
ウェブページ 著者名. ページ名. 〈URL〉. 閲覧西暦年月日.

十、付記の取扱いは、次の例による。

- ① 共同執筆の場合、各執筆者の分担部分を記載する。
- ② 当該研究が研究助成等を得て行われた場合は、その旨を記載する。

十一、カバーシートには、次の内容を記載する。

- ① 論文の表題（和文および英文）
- ② 欄外見出し（和文および英文）
- ③ 著者名（和文およびローマ字）
- ④ 所属機関名
- ⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）
- ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
- ⑦ 希望する原稿の種類
- ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
- ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス

十二、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。

（著者校正）

第8条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及び修正は認めないものとする。

（抜刷等）

第9条 掲載論文等1編につき抜刷50部を配付する。ただし、50部を超える分については執筆者がその費用を負担しなければならない。カラー製版等の特別な技術を必要とする場合も同様とする。

（著作権等）

第10条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、著作者が有するものとする。

2 著作者は、論文等の複製権を学会に委託するものとし、学会は、論文等を電磁的に複製し、インターネット等のコンピュータ・ネットワークを介して学内外に公開するものとする。

（規程の改正）

第11条 この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

様式2

投稿論文等チェックリスト

* 投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記の項目に従っていない場合は、投稿を受け付けないことがあります。

- ☐ 1. 原稿の内容は、他の出版物にすでに発表、あるいは投稿されていない。
- ☐ 2. 希望する原稿の種類と原稿枚数の規定を確認している。
- ☐ 3. 原稿は、A4判用紙に横書きで、1行40字、1ページ36行で印字している。
- ☐ 4. 原稿枚数は、本文、注記および図表等を含めて、投稿規程の制限範囲内である。
- ☐ 5. 図、表および写真は、1枚に1点を印刷し、それぞれ通し番号を付けている。
- ☐ 6. 見出番号の表記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- ☐ 7. 本文原稿右欄外に、図、表および写真の挿入希望位置を朱書きしている。
- ☐ 8. 文献の情報は、原典と相違ない。
- ☐ 9. 文献の注記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- ☐ 10. 和文要旨400字程度、英文要旨 200ワード程度（希望する原稿の種類が「資料」の場合を除く）をつけている。
- ☐ 11. 和文要旨と英文要旨の内容は、一致している。
- ☐ 12. カバーシートに、次の項目を記載している。
 - ① 論文の表題（和文および英文）
 - ② 欄外見出し（和文および英文）
 - ③ 著者名（和文およびローマ字）
 - ④ 所属機関名
 - ⑤ キーワード（日本語および英語でそれぞれ5語以内）
 - ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
 - ⑦ 希望する原稿の種類
 - ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
 - ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- ☐ 13. 次の書類等が、揃っている。
 - ① 原稿：2部
 - ② カバーシート：1部
 - ③ 投稿論文チェックリスト：1部
- ☐ 14. 上記書類等を封入する角形2号封筒には、投稿者の氏名を記載している。

以上

私は、新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程に基づき、上記項目を確認しました。

平成 年 月 日 （第一執筆者氏名）

CONTENTS

Review article

The Logical Structure of Okamura's Social Welfare Theory and Its Challenges

: Revisiting *Principles of Social Welfare* (1983)

Takehiko Hirakawa ····· (1)

Reports

Outcomes and Agendas of Listening Training Using Role-playing for the First Year
Nursing Students

Keiko Nakamura, Kiyomi Karasawa, Keiko Nakamura ····· (13)

How the Legend of “Yamata-no-Orochi” is Rewritten for Primary-School Japanese
Language-Education Textbooks

Rumi Harada ····· (25)

Research Data

A Study of the Life Situation of the Evacuees of Mother and Child from the Fukushima
Nuclear Accident

Osamu Miura ····· (35)

平成 26 年度 新潟青陵学会役員

会長 諫山 正
理事 会長代行：鈴木 宏
総務担当：平川 毅彦、金子 史代 研究報告会担当：碓井 真史
学生担当：真壁あさみ、浅田 剛正 広報担当：荒木 重嗣
学会誌編集担当：山際 岩雄、尾崎フサ子、原田 留美
監事 真壁 伍郎、栗林 克礼
事務 高野 聡、小松原由美子

本誌第7巻に掲載された論文の査読には、下記の諸先生にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。
(五十音順・敬称略)

浅田 剛正	荒木 重嗣	池田かよ子	伊豆 麻子	岩崎 保之	碓井 真史
海老田大五朗	尾崎フサ子	金子 史代	木村 哲夫	齋藤 智	斎藤まさ子
鈴木 宏	関谷 昭吉	田中 清	茶谷利つ子	塚原加寿子	中平 浩人
中野 啓明	中村 恵子	花澤 佳代	原田 留美	平川 毅彦	藤瀬 竜子
真壁あさみ	峰本 義明	森 扶由彦	山際 岩雄	渡邊 典子	

編集後記

新潟県の山間部は大雪に見舞われているよう
うで、雪害の報道が頻繁ですが、新潟市に限
っては降雪も少なく暖かい冬です。

新潟青陵学会誌第7巻第3号をお届けしま
す。第7巻第1および3号では投稿数16編、
採択数13編（総説1、原著0、研究報告7、
資料5）でした。投稿くださった会員の皆
様、査読の労をお取りいただいた皆様に深謝
します。会員の皆様からの多数の投稿をお願
い致します。

◇
昨年この時期はSTAP細胞事件ともいう
べき事象が大きく取り上げられていました。
Natureに掲載された論文に、発表直後より
疑義が持たれ、最終的には報告者本人による
再現実験でも作成不可能という結果でした。
科学者にとってこうした研究不正の経緯、背
景の徹底的な解明が必須ですが、翻ってわれ
われにとっても他山の石として常に戒める必
要があります。

山際 岩雄

新潟青陵学会誌 第7巻第3号

平成27年3月11日 印刷
平成27年3月16日 発行（非売品）

発行者 〒951-8121 新潟青陵学会（会長 諫山 正）
新潟県新潟市中央区水道町1-5939

TEL 025 (266) 0127
FAX 025 (267) 0053
<http://www.n-seiryō.ac.jp/gakkai/>

印刷所 〒951-8103 新潟県新潟市中央区田中町408番地

 株式会社 清水印刷所
TEL 025 (223) 2950
FAX 025 (223) 2951
E-mail shimizu@pavc.ne.jp

ISSN 1883-759X

Vol. 7 , No. 3

JOURNAL OF
NIIGATA SEIRYO
ACADEMIC SOCIETY

NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY